

明日の高知・まちづくり

高知広域都市計画区域マスタープラン

～これからの高知広域都市計画区域のあり方～

(素 案)

高知県 土木部 都市計画課

< 目 次 >

序	見直しにあたっての考え方	3
1	都市計画の目標	7
(1)	基本的事項	7
(2)	まちづくりの基本理念	8
(3)	まちづくりの目標	9
(4)	将来の都市像	12
2	区域区分の有無および区域区分を定める際の方針	14
(1)	区域区分の有無	14
(2)	区域区分の方針	15
	人口および産業の見通し	
	おおむねの市街化区域の規模および区域	
3	主要な都市計画の決定の方針	18
3-1	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	18
(1)	主要用途の配置の方針	18
	業務地	
	商業地	
	工業地	
	流通業務地	
	住宅地	
(2)	市街地における建築物の密度の構成に関する方針	21
(3)	市街地における住宅建設の方針	21
(4)	特に配慮すべき問題などを有する市街地土地利用の方針	22
	土地の高度利用に関する方針	
	用途転換、用途純化または用途の複合化に関する方針	
	居住環境の改善または維持に関する方針	
	市街化区域内の緑地または都市の風致の維持に関する方針	
(5)	市街化調整区域の土地利用の方針	23
	優良な農地との健全な調和に関する方針	
	災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針	
	自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針	
	秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針	

3-2	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	25
(1)	交通施設の都市計画の決定の方針	25
	基本方針	
	主要な施設の配置の方針	
	主要な施設の整備目標	
(2)	下水道および河川の都市計画の決定の方針	35
	基本方針	
	主要な施設の配置の方針	
	主要な施設の整備目標	
(3)	その他の都市施設の都市計画の決定の方針	38
	基本方針	
	主要な施設の配置の方針	
3-3	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	39
(1)	主要な市街地開発事業の決定の方針	39
(2)	市街地整備の目標	39
3-4	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	40
(1)	基本方針	40
	自然環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性	
	緑地の確保目標水準	
(2)	主要な緑地の配置および整備の方針	41
	環境保全系統	
	レクリエーション系統	
	防災系統	
	景観構成系統	
(3)	主要な緑地の確保目標	42
3-5	都市防災に関する都市計画の決定の方針	44
3-6	福祉のまちづくりに関する都市計画の決定の方針	46
3-7	都市景観に関する都市計画の決定の方針	47
4	共に助け合う協働のまちづくりに向けて	48

序 見直しにあたっての考え方

(1) 都市計画区域マスタープラン

都市計画では、おおむね20年後の都市の姿を展望したうえで、都市づくりを進めていくための基本的な方向性を示したものを、「都市計画マスタープラン*」とよんでいます。

都市計画マスタープランには、県が定める「都市計画区域マスタープラン」と、市町村が定める「市町村マスタープラン」の2つがあります。

このうち、都市計画区域マスタープランは、都市計画法第6条の2の規定に基づき、都道府県が、広域的見地から、区域区分をはじめ、広域的で根幹となる都市計画の基本方針を定めるものです。

高知広域都市計画区域では、平成16年3月に「高知広域都市計画区域マスタープラン」を策定しています。

マスタープランにおいて必要な主な項目

- 都市計画区域*の概況、主要課題
- 都市計画の目標
- 区域区分*の有無および方針
- 主要な都市計画の決定の方針
 - ・土地利用の方針
 - ・都市施設*の整備に関する方針
 - ・市街地開発事業に関する方針
 - ・自然的環境の整備、保全に関する方針
 - ・都市防災に関する方針
 - ・福祉のまちづくりに関する方針
 - ・都市景観に関する方針
 - ・住民参加によるまちづくり

都市計画区域マスタープランと市町村マスタープランの関係

都市計画区域マスタープラン
(整備、開発及び保全の方針)

即する

市町村マスタープラン
(市町村の都市計画に関する基本的な方針)

本文中で、例えば「都市計画区域」のように、アスタリスク(*)がついている用語については、巻末にその用語の説明を掲載しています。

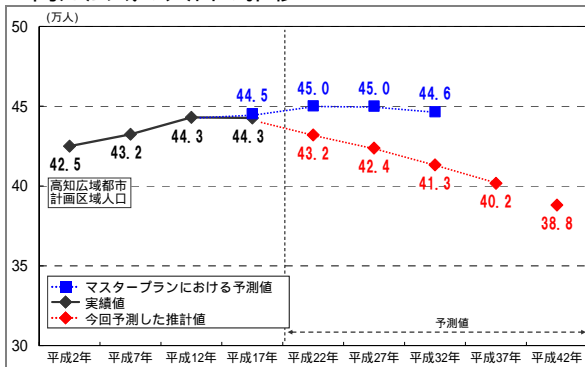
(2) 見直しの背景

高知広域都市計画区域では、これまで、都市計画区域マスタープランに即したまちづくりを進めてきました。

しかしながら、当初の予測を上回る急速な人口減少や高齢化*の進行、中心市街地*の衰退など、都市を取り巻く社会情勢が大きく変化してきており、特に、急速な人口減少による地域活力の衰退や持続的な都市運営への懸念は、今後、取り組まなければならない大きな課題となっています。

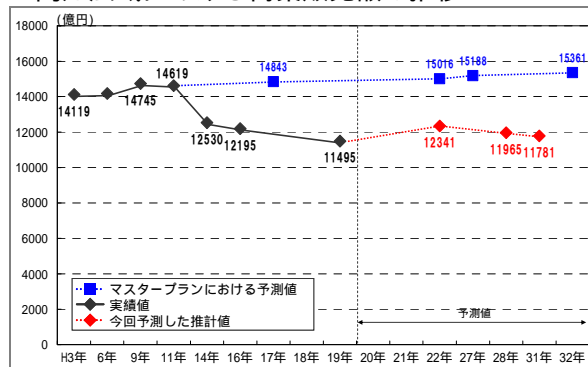
■マスタープラン策定以降の主な社会情勢の変化

高知広域の人口の推移



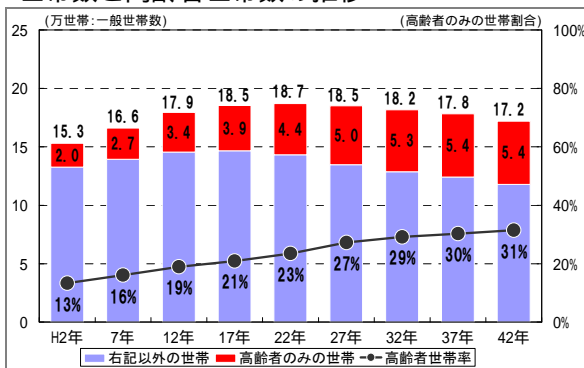
人口は、当初 H22 をピークに、以降は、ほぼ横ばいと予測していましたが、実際は H12 をピークに減少しており、今後も当初の予測以上の人口減少が見込まれ、都市活力の急速な低下が懸念されます。

高知広域における商業販売額の推移



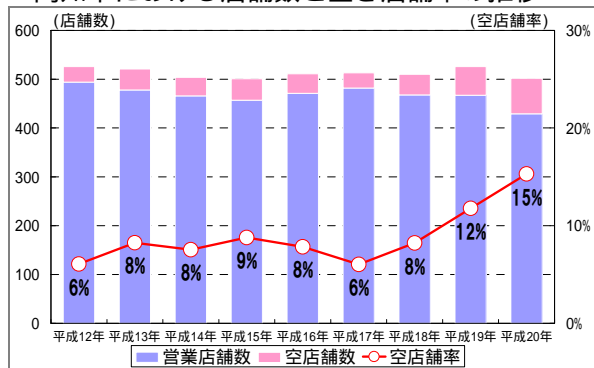
商業販売額は、H17 以降微増を予測していましたが、実際は H14 に大きく減少しています。将来予測でも減少が見込まれ、地域活力の衰退やまちなかでの空地等の増加が懸念されます。

世帯数と高齢者世帯数の推移



高齢者をはじめとして、日常生活や移動に対する不安の増大が懸念されます。

高知市における店舗数と空き店舗率の推移



中心部の空洞化*や商業力の低下により、まちの活力の衰退が懸念されます。

②取り組むべきまちづくりの課題と今後のまちづくりの方向性

社会情勢の変化などを踏まえ、これから取り組むべきまちづくりの課題や、解決に向けたまちづくりの方向性は、次のように考えられます。



これらの社会情勢の変化や、取り組むべきまちづくりの課題、解決に向けた方向性に対応するために、都市計画区域マスタープランの見直しを行います。

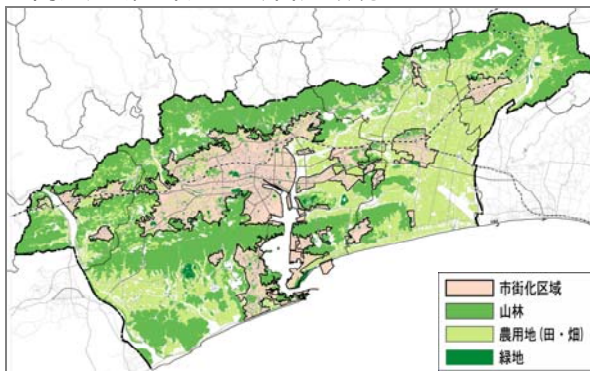
(3) 高知広域都市計画区域の特徴

①市街地を取りまく豊かな自然環境

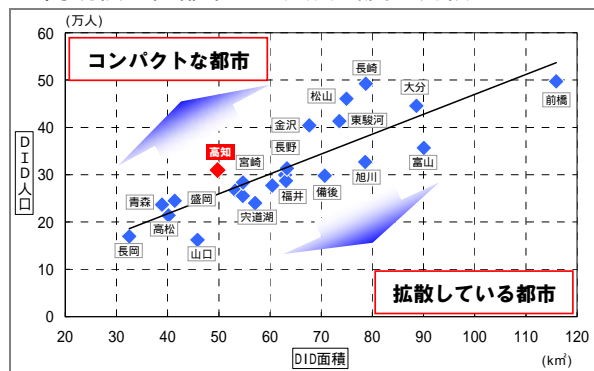
高知広域都市計画区域は、南に太平洋が開け、北には四国山地を背負い、東には物部川、西には仁淀川が流れるという恵まれた自然環境が保全されており、その地形的な制約から、他都市と比べて「コンパクトなまち」が形成されています。

また、市街地の周辺には豊かな水田地帯が広がり、都市近郊農業の生産拠点であるとともに、都市計画区域内における環境、防災、景観上の貴重な資源として重要な役割を果たしています。これらの各要素がバランスよく保たれていることが、高知広域都市計画区域の魅力を高めています。

高知広域を取り巻く自然環境



同規模の他都市との人口密度の比較

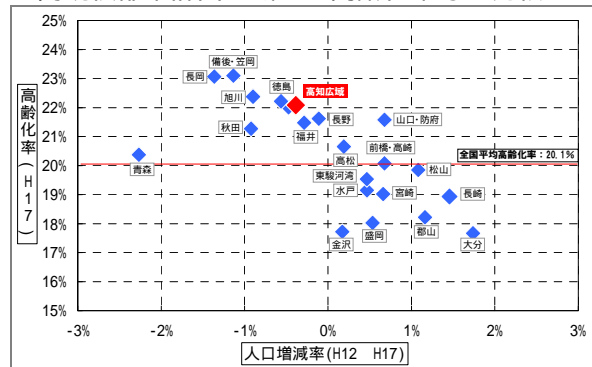


②人口減少と高齢化の進行

高知県では、人口減少が全国と比べて10年早く進行しており、高知広域都市計画区域でも、平成12年をピークに人口が減少しています。

また、同規模の他の都市計画区域と比べても、人口減少や高齢化が進行しています。

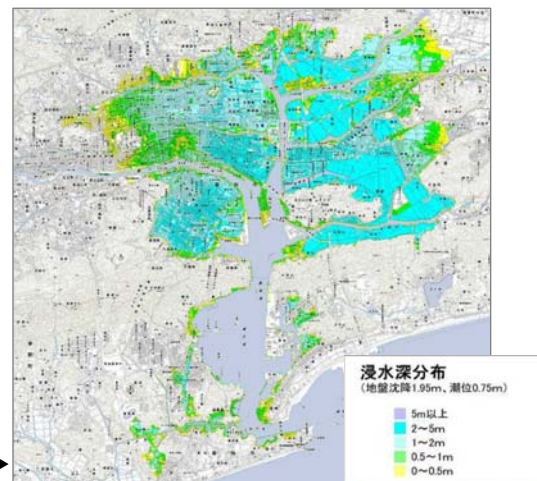
同規模都市計画区域との高齢化率等の比較



③都市防災力の向上

高知広域都市計画区域では、今後30年以内に60%の確率で南海地震が発生すると予想されています。特に高知市においては、津波の浸水に併せて、広範囲の地盤沈下による長期間の浸水が予測されており、これらに対応するための都市の防災力を高めていくことが必要となっています。

南海地震による浦戸湾内の長期浸水予測



出典) 第2回南海地震長期浸水対策検討会資料

(高知県)

1. 都市計画の目標

(1) 基本的事項

① 目標年次

本計画における、「まちづくりの基本理念」「まちづくりの目標」、「主要な都市計画の決定の方針」の目標年次は、おおむね20年後の「平成42年」を目標年次とします。

また、「区域区分の有無および区域区分を定める際の方針」、「主要な施設の整備目標」については、おおむね10年後の「平成32年」を目標年次とします。

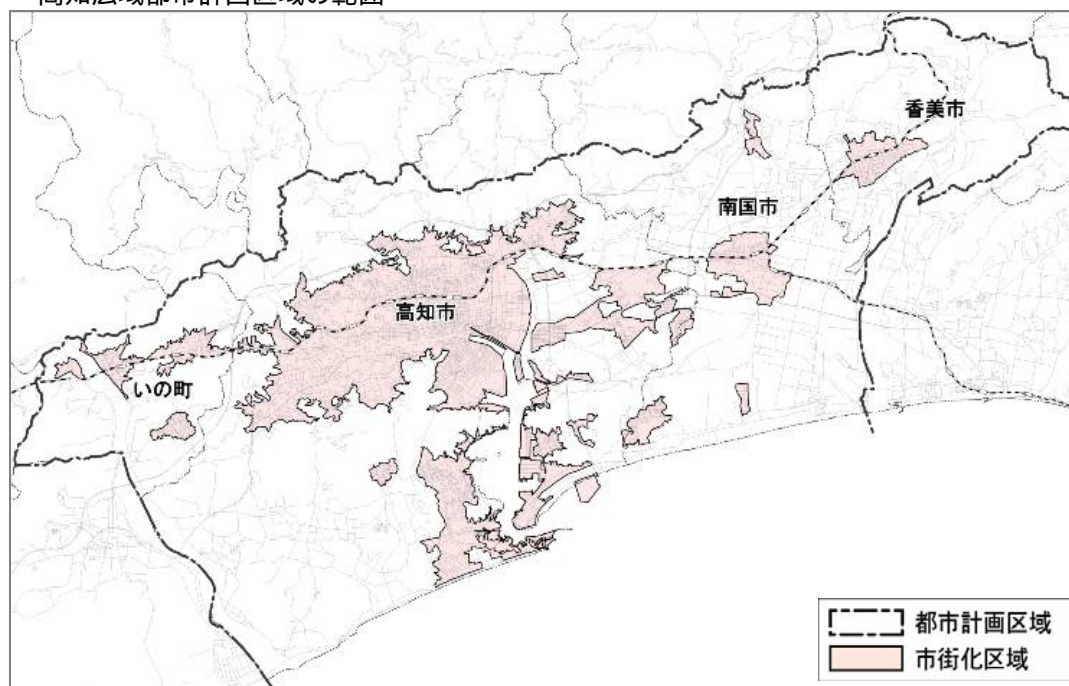
② 範囲および規模

高知広域都市計画区域の範囲および規模は、次のとおりとします。

高知広域都市計画区域の規模

区 分	市 町	範 囲	面 積
高知広域都市計画区域の範囲	高知市	行政区域の一部	約 16,805ha
	南国市	同上	約 6,618ha
	香美市	同上	約 3,516ha
	いの町	同上	約 2,840ha
合 計	3市1町		約 29,779ha

高知広域都市計画区域の範囲



(2) まちづくりの基本理念

まちづくりの課題等を踏まえて、まちづくりの基本理念を、次のように定めます。

基本 理念

1 まちと緑が身近に出会い、次世代につなぐまちづくり

高知広域都市計画区域の特徴として、県の中核的な都市機能を有しつつ、周辺には、農地や里山など、豊かな自然環境が保たれていることがあげられます。今後もまちなかに緑が息づく、美しい都市空間の充実を図るとともに、地域の独自文化を活かして、都市と農村の交流を行いながら、魅力あるまちづくりを目指します。

また、今後、人口の減少が進むなかで、持続できるまちづくりを進めるためには、都市の拡大は行わず、コンパクトなまちを形成することで地域の活力を維持するとともに、都市基盤施設等の有効活用や、既成市街地の更新などにより、効率的な都市の運営を図ることが必要です。

このことから、今後の都市づくりにおいては、自然環境の保全・活用など環境との共生や、都市運営の効率化を進めることにより、持続可能な都市の実現に向けて取り組みます。

基本 理念

2 安全を確保し、生活が息づくまちづくり

高知広域都市計画区域においては、防犯や交通安全等の取り組みを進め、安全で安心して日常生活をおくることのできるまちづくりを進めます。また、台風や局地的な集中豪雨などによる水害、南海地震などの災害に備えて、建物や道路の耐震化、防災公園などのハード面での整備と、住民に対する情報提供などのソフト面での充実を図ります。特に、南海地震においては、被災を想定した事前の復興計画の作成などに取り組みます。

一方、にぎわいや活力あるまちづくりに向けて、中心市街地の再生や産業振興に向けた環境づくりに取り組みます。

また、誰もが暮らしやすい社会の実現に向けて、日常的な生活拠点を位置づけ、生活環境の整備を推進するとともに、移動しやすい交通環境の改善に取り組みます。

基本 理念

3 共に助けあう、協働のまちづくり

高齢者や障害のある人など、すべての人に配慮した、ユニバーサルデザイン^{*}に基づくまちづくりを進めます。

また、住民自らがニーズを把握し、まちづくりに積極的に参加し、さらには、主体となって進めていくことができる仕組みづくりを進めます。

(3) まちづくりの目標

基本理念に掲げたまちづくりを実現していくために、それぞれの目標を、次のように定めます。

基本理念

1 まちと緑が身近に出会い、次世代につなぐまちづくり

目標 a 豊かな自然・歴史・文化をまちづくりに活かす

目標達成に向けた取組

まちづくりを進めるにあたっては、まちの個性を活かすことが必要です。地域にある歴史・文化的資源をまちづくりに活用して地域の特色を高め、住む人が安らぎを感じ、住み続けることに誇りを持てるまちづくりを進めます。

目標 b 秩序ある土地利用規制により、次世代に引き継ぐべき生活環境の保全を図る

目標達成に向けた取組

身近な農地や、自然環境は生活を支える大事な要素であり、次の世代に引き継ぐべき財産でもあります。これらを保全するとともに、まちと緑が共存したまちづくりを進めていくために、引き続き、秩序ある土地利用規制を実施し、開発*と保全の、調和のとれた土地利用を図ります。

目標 c 既存の都市基盤施設等の有効活用や再編を進め、効率的な都市運営を図る

目標達成に向けた取組

都市生活に都市施設等の整備は必要不可欠ですが、今後は、既存の都市基盤施設の老朽化が進み、更新や維持管理に要する費用の増加が見込まれます。このため、既存施設の有効活用や、施設の統合や再配置などによる効率的な都市運営を行い、持続可能な都市の実現を図ります。

2 安全を確保し、生活が息づくまちづくり

目標 a 南海地震などの災害に対応した、良好な都市・住宅環境整備を進める

目標達成に 向けた取組

今後も大災害に対する取り組みが必要です。災害に備えた道路や公園、下水道などの都市施設の整備や、土地区画整理事業の推進による、計画的な面的整備を図るために、住民の意見を聞きながら、良好な都市・住宅環境の整備を進めます。

目標 b まちの中心となる都市拠点の機能の強化や、地域の振興を図るための特徴を活かした拠点づくりを推進する

目標達成に 向けた取組

今後の人口減少により、中心市街地や高齢化の進む住宅地、既存集落などでの活力の維持が危惧されています。

このため、中心市街地では、低未利用地*などの有効活用を図り、拠点としての都市機能の強化や人口の定着など、集積を図るための環境づくりを進めます。

また、周辺部の高齢化の進む住宅地や既存集落などでは、日常的なサービス機能の集積を図るとともに、その地域の特徴を活かした拠点づくりを進めます。

目標 c 徒歩等で移動し、暮らすことが可能な拠点の機能を強化し、人口集積を図るための生活環境づくりを推進する

目標達成に 向けた取組

今後の、超高齢社会では、歩いて暮らせる生活環境の構築が必要です。このため、徒歩や自転車でおおむね移動可能な範囲に日常生活に必要な機能（公共施設や商業・医療施設など）が集積され、かつ、公共交通を含む交通ネットワークが確保されている地域において、居住地と一体となった生活環境の形成に取り組みます。

目標 d 歩いて暮らせるための交通環境の改善を図る

目標達成に 向けた取組

誰もが自由に移動でき、安心して暮らせるために、中心市街地と日常生活に必要な機能が集積されている地域を結ぶなど、公共交通をはじめとする交通環境の改善に努めます。

また、都市交通の機能向上に向けて、幹線道路や生活空間におけるコミュニティ道路の整備など、地域の特性に応じた交通網の整備を進めます。

3 共に助けあう、協働のまちづくり

目標 a すべての人が暮らしやすい、ユニバーサルデザインに対応したまちづくりを進める

目標達成に向けた取組

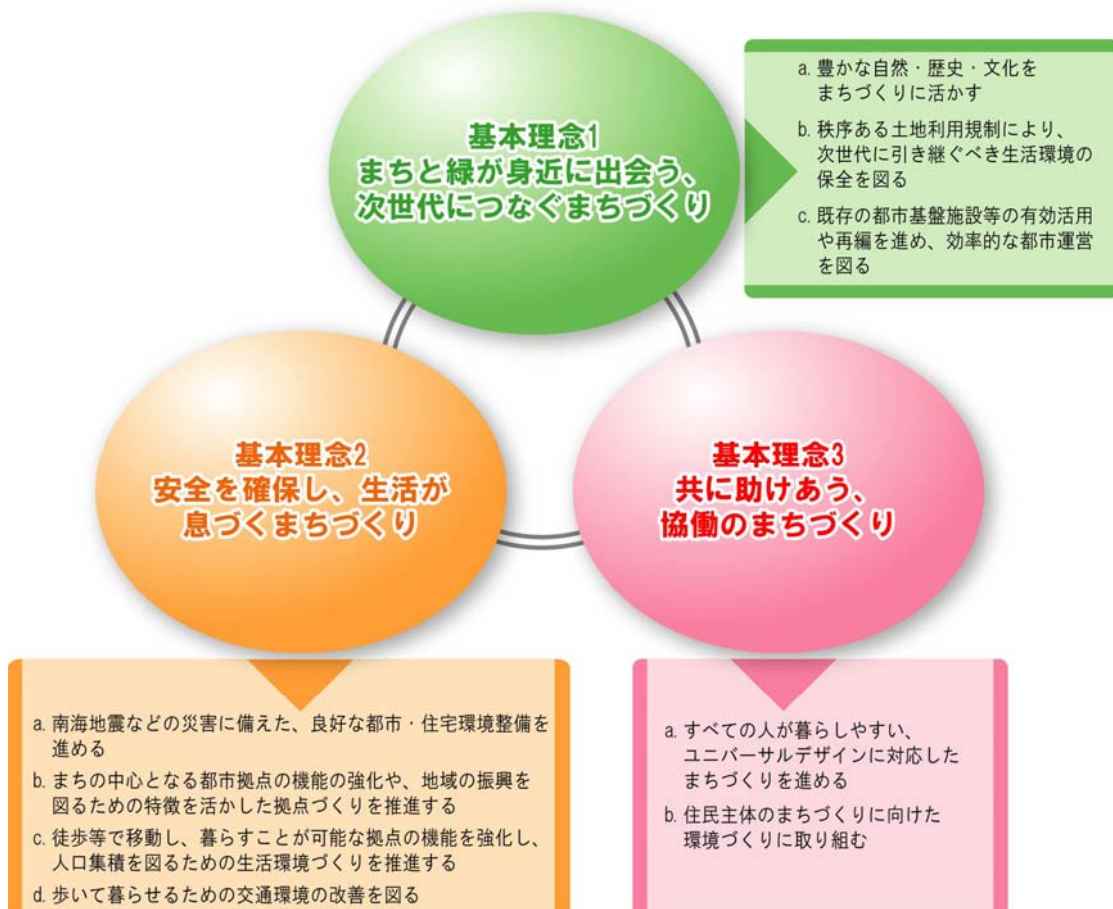
これからの社会では、高齢者や障害のある人などが自由に移動できる快適な都市空間づくりがさらに重要となります。このため、すべての人に暮らしやすいユニバーサルデザインに対応したまちづくりを進めます。

目標 b 住民主体のまちづくりに向けた環境づくりに取り組む

目標達成に向けた取組

これからのまちづくりは、住民がともに協力し合い、助け合いながら進めていくことが必要です。このため、住民への都市計画やまちづくりの情報提供により、その必要性への理解を深めるとともに、住民が自らニーズを把握し、まちづくりに積極的に参加し、さらには、主体となって進めることができる仕組みづくりに取り組みます。

まちづくりの基本理念と目標



(4) 将来の都市像

まちづくりの基本理念や目標に掲げた歴史や文化などの地域の特性を活かした地域活力の維持や、誰もが安全で安心して、暮らすことのできる社会の実現に向けた環境整備などを実現するためには、人口や都市機能がコンパクトに集約した都市構造が必要と考えます。

このことから、高知広域都市計画区域での土地利用や都市構造の将来像として、「集約型の都市構造」を目指していきます。

目指すべき集約型都市構造

高知広域都市計画区域における集約型都市構造は、様々な都市機能が、公共交通の利用と徒歩や自転車でおおむね移動可能な範囲にあり、日常生活の利便性や快適性が確保された地域を「集約拠点」とし、集約拠点間を公共交通を含めた交通ネットワークで結ぶことにより形成していきます。

集約拠点は、居住機能のみならず、行政、業務、医療、教育、福祉、商業等の各種サービスが提供され、複合的な機能を担うこととなります。

また、集約拠点は、その担うべき役割や機能に応じ、県や都市圏の核としての高次機能を有する拠点や、地域の核としての機能を有する拠点などが必要となります。

このため、市街化区域内においては、その担うべき役割などを踏まえ、「広域拠点」「地域拠点」「生活地域」の集約拠点と、産業振興に資する産業拠点を位置づけます。

広域拠点：高知広域都市計画区域の中核拠点として、4車線以上の幹線道路や公共交通が複数存在するネットワークが確保されているとともに、広域的な地域を対象として、質の高いサービスを提供する、高度で複合的な都市機能を集積する拠点。

* 高知駅周辺からはりまや橋、高知城周辺までの地域

地域拠点：市町全域を対象とする中核拠点として、幹線道路や公共交通のネットワークが確保されているとともに、行政や商業、医療、福祉等の都市サービスを提供する機能を集積する拠点。

* 南国市、香美市、いの町の中心部の地域

生活地域：おおむね歩いて暮らせる範囲に、公共交通等のサービス水準が一定確保されているとともに、生活に必要な医療や、買い物などの日常的なサービス機能がおおむね確保されている地域。

産業拠点：工業や流通業務など、産業振興に資する機能を集積する拠点。

また、市街化調整区域では、一定規模以上の集落が形成されている地区で、日常的な医療、買い物、行政サービスなど、必要な機能が維持されている地区を「生活地区」として位置づけます。

生活地区：住宅機能を主体として、日常生活に必要な医療や買い物などのサービス機能を維持する地区。

将来都市像のイメージ



2. 区域区分の有無および区域区分を定める際の方針

(1) 区域区分の有無

高知広域都市計画区域では、現在行なっている「区域区分(線引き)」を引き続き継続し、高知広域都市計画区域に区域区分を定め、土地利用の明確な区分を行います。

区域区分を定める理由は、次のとおりです。

【持続可能な都市の実現に向けて】

人口が減少し高齢化が進む中で、地域の活力を維持しつつ、暮らしやすい環境を確保するためには、都市基盤が充実した市街地に、人口などを集積していくことが必要です。

都市運営コストを低減させるためには、既存の基盤施設等の有効活用や再編による運営の効率化、および新たな都市運営コスト*の発生を抑制し、人口(都市)規模に見合った市街地の規模を維持することが必要です。

超高齢社会のなかで暮らしやすいまちを実現するためには、日常生活等に必要な機能が、おおむね徒歩等で移動できる範囲に集約された拠点を位置づけ、強化することが必要です。

【まちと緑が身近に出会うまちづくりに向けて】

これまで高知広域都市計画区域では、区域区分を定めることにより、豊かな自然環境の保全を図り、自然環境を活かしながら、まちづくりを進めてきました。今後も、地域の特徴を活かしたまちづくりを行うためには、無秩序な開発を抑制し、自然環境の保全を図ることが必要です。

(2) 区域区分の方針

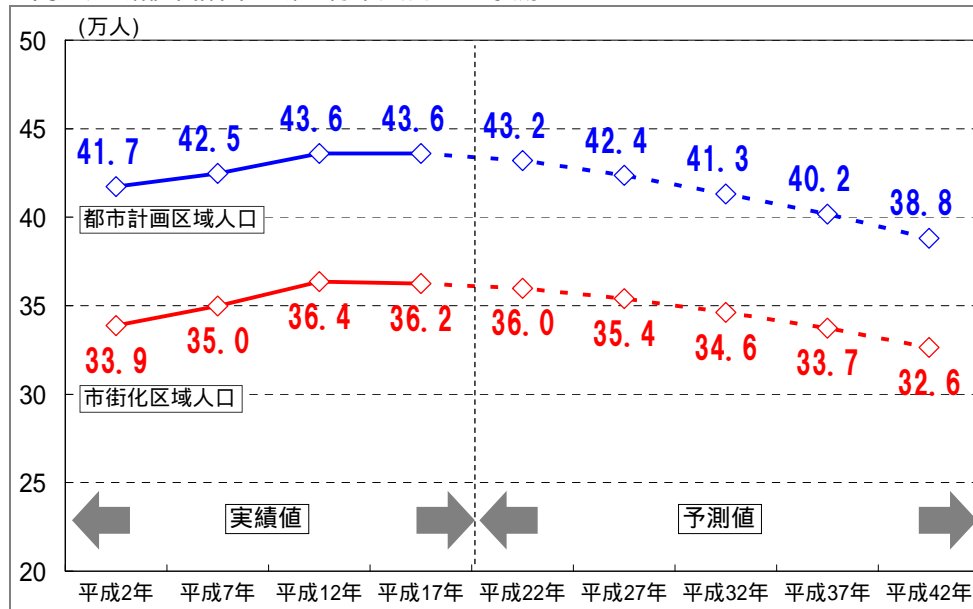
①人口および産業の見通し

目標年次における人口と産業の見通しについて、次のとおり想定します。

1) 人口

人口	年次	平成 22 年 (基準年)	平成 32 年 (目標年)
都市計画区域		432 千人	413 千人
市街化区域(千人)		360 千人	346 千人
市街化調整区域(千人)		72 千人	67 千人

高知広域都市計画区域の将来人口の「予測」



出典) 平成 2 年 ~ 17 年は国勢調査

平成 22 年以降は「国立社会保障・人口問題研究所の『日本の都道府県別将来推計人口』
(平成 19 年 5 月推計) の仮定値表を用いて算出

2) 産業

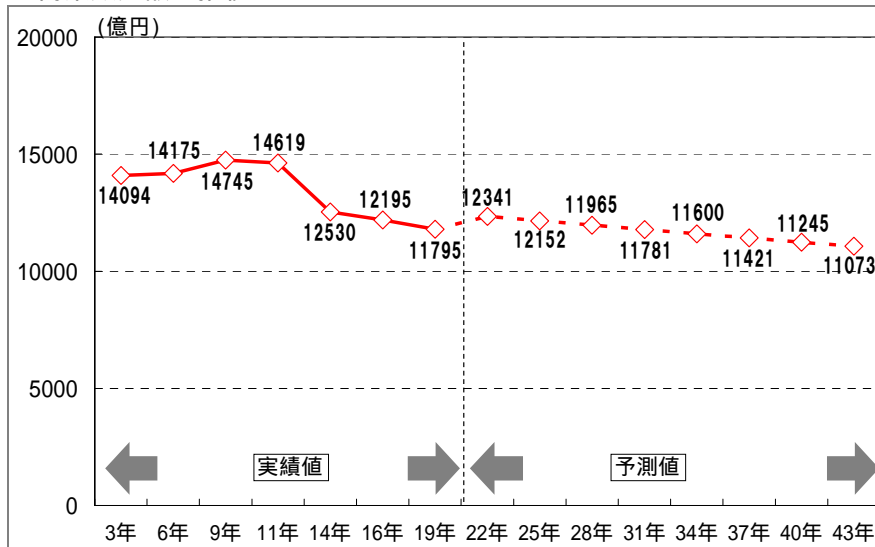
出荷額等		年次	平成 22 年 (基準年)	平成 32 年 (目標年)
生産規模	工業出荷額(億円)		3,259 億円	3,268 億円
	商品販売額(億円)		12,341 億円	11,781 億円
就業者数	第一次人口(千人)		11.1 千人	9.4 千人
	第二次人口(千人)		36.6 千人	26.1 千人
	第三次人口(千人)		151.9 千人	147.9 千人

工業出荷額等の推移



出典) 工業統計 (従業者4人以上の事業所を対象)

商業販売額の推移



出典) 商業統計

②おおむねの市街化区域の規模および区域

高知広域都市計画区域については、持続可能で暮らしやすいまちを実現していくために、市街地の拡大は行わず、人口規模に見合った市街地の形成を図ることとします。

住宅地については、人口は減少しますが、世帯数は横ばいから微減にとどまることが予想されることから、現在の住宅地の規模を維持することが必要です。

集約拠点において、都市機能を集約するために必要な土地については、低未利用地の活用や土地の高度利用を進めます。

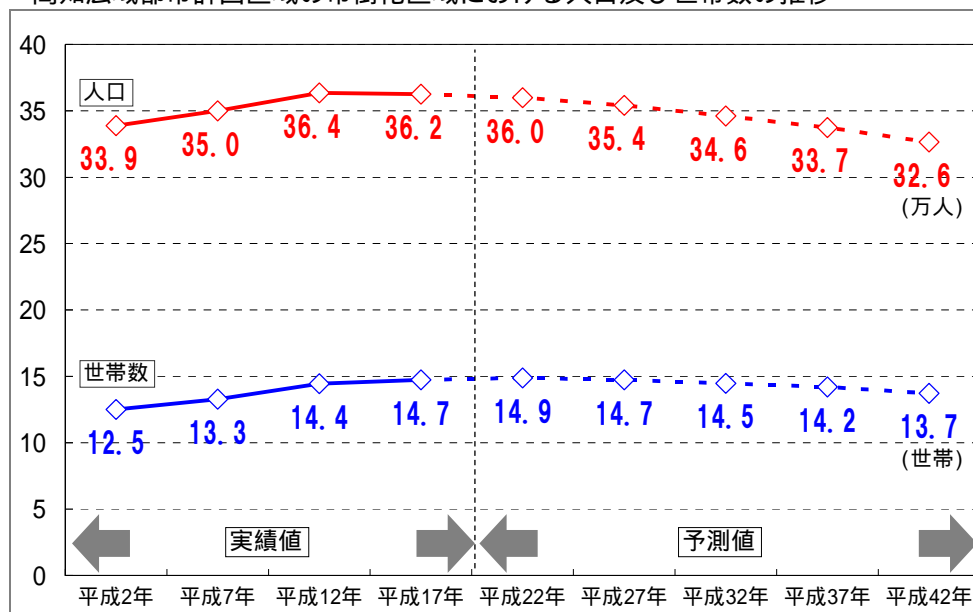
拠点以外の住宅地については、周辺環境と調和した住宅を主体として、ゆとりある住環境の形成を図るために、低未利用地を活用していきます。

工業地については、「高知県産業振興計画」や今後の工業生産額の増加に対応した工業地の需要見通しを踏まえたうえで、基本的には既存の工業団地等の低未利用地を活用します。

以上の土地利用を実現していくためには、現在の市街化区域規模が必要であることから、現在の規模を維持していくものとします。

年次	平成 22 年(基準年次)	平成 32 年(目標年次)
市街化区域面積	6,190ha	おおむね 6,190ha

高知広域都市計画区域の市街化区域における人口及び世帯数の推移



出典) 平成 2 年～17 年は国勢調査

平成 22 年以降は「国立社会保障・人口問題研究所の『日本の都道府県別将来推計人口』(平成 19 年 5 月推計)および『日本の世帯数の将来推計(都道府県推計)』(平成 17 年 8 月推計)の仮定値表を用いて算出

3. 主要な都市計画の決定の方針

3-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

集約拠点の形成など、集約型の都市構造の実現に向けた土地利用を進めていきます。

(1) 主要用途の配置の方針

①業務地

広域拠点の高知駅周辺からはりまや橋、高知城周辺までの地域は、県の中心的な業務地であることから、土地の高度利用を進め、既存機能の更新や更なる業務機能の集積・誘導を促進し、その機能の強化を図ります。

地域拠点の南国市、香美市、いの町の中心部の地域は、市町全域を対象とする業務サービス機能など、担うべき役割に応じた機能の集積を進めます。

②商業地

広域拠点の高知駅周辺からはりまや橋、高知城周辺までの地域については、県の中心商業地および広域拠点の中核となる商業機能の集積を誘導する地域（以下「商業集積地」という。）として、広域的で多様な商業サービスを提供する商業機能を誘導し、まちのにぎわいの創出と都心機能の強化を図ります。

また、「本県を代表するまちの顔」として、誰もが行ってみたいくなる“まち”、ゆっくりと快適に滞在できる“まち”など、その魅力を高めるために、建物等のデザインに配慮するなどの美しい都市景観の形成、都市緑化などを推進するとともに、周辺観光地などとのネットワークの形成を進めます。

地域拠点の南国市、香美市、いの町の中心部の地域については、地域拠点の中核となる商業集積地として、地域住民への多様な商業サービスを提供する商業機能を誘導し、にぎわいのある商業地の形成を図ります。

主要な幹線道路沿いにおいては、近隣住民の日常生活に必要な商業機能を維持するため、低密度な商業地の形成を図ります。

③工業地

既存の工業団地は工業拠点として、高規格道路や高知新港、高知龍馬空港などの機能を活かして、工業施設の集積、産業構造の変化に対応した工業の高度化や多様化、産業活動の効率化を進め、機能強化を図ります。

市街地内の工業地においては、公害防止と周辺環境の整備に努め、職住近接型の工業地の形成を図るとともに、低未利用地の活用や、既存施設の高度化などを進め、機能強化を図ります。

今後の工業地需要の増加に対しては、既存の工業団地等の低未利用地を活用するほか、地区計画を活用しながら新たな工業団地の形成を図ります。

④流通業務地

流通業務施設については、既存の流通業務団地や弘化台、高知新港など、既に施設が集積している地区への誘導・集積を進めることにより、流通拠点としての機能強化を図ります。

⑤住宅地

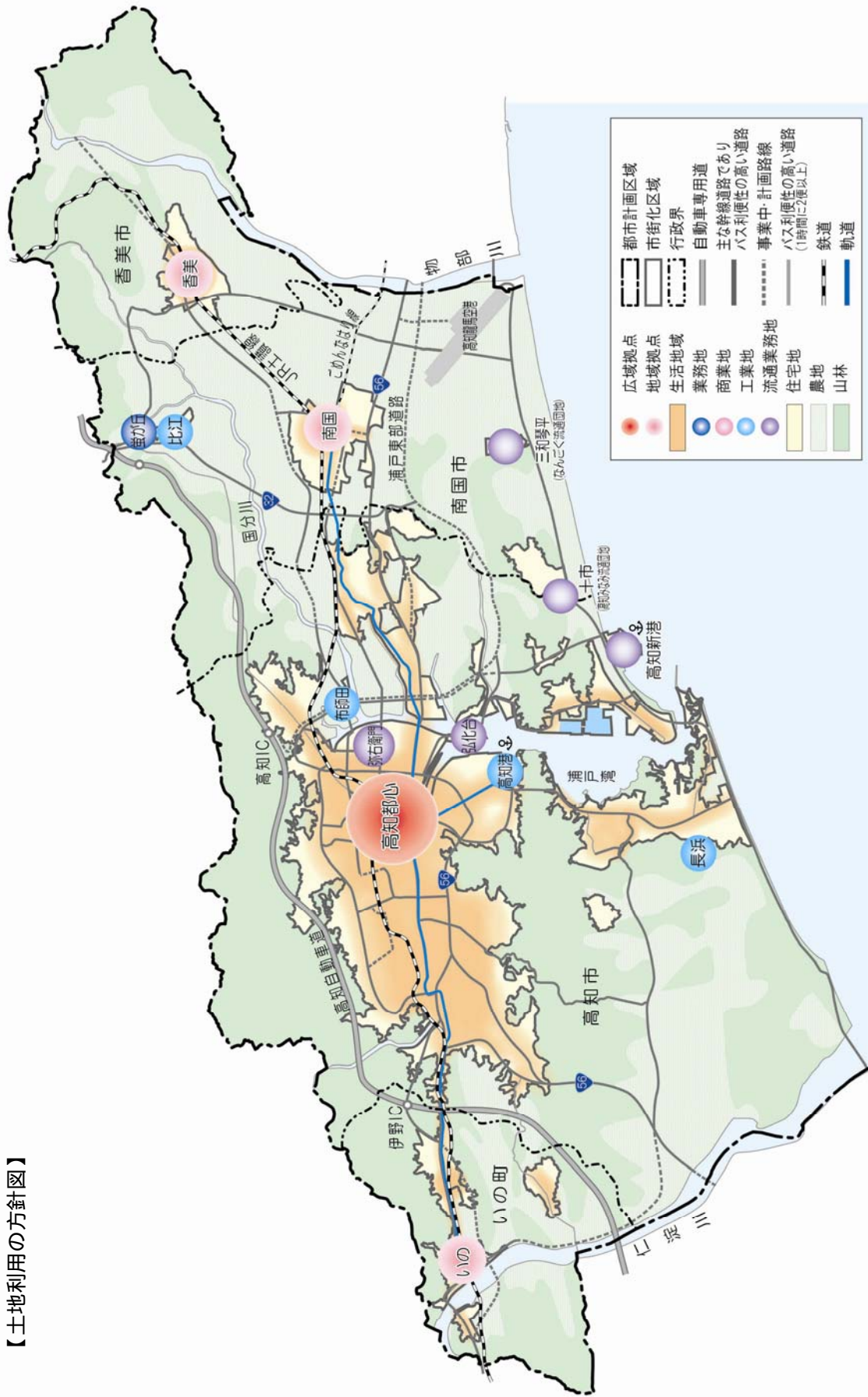
広域拠点、地域拠点においては、低未利用地を有効活用した土地の高度利用を促進し、住宅機能と医療・福祉・商業機能などが一体となった、生活利便性が高く、かつ、魅力ある居住環境の形成を図ることにより、まちなか居住を推進します。

生活地域では、日常生活に必要な便利施設などの集積や低未利用地の有効活用などを促進し、良好な住環境の形成を図り、人口の定着や集積を進めます。

集約拠点以外の住宅地については、既存施設の有効活用や景観づくり、緑化の推進を図るなど、環境に配慮した、ゆとりある居住環境の形成を進めます。

一方で、未利用地の増加が顕著な住宅地については、未利用地の緑地や農地などへの転換利用など、自然と共生した環境の形成に努めます。

【土地利用の方針図】



(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

主要用途別の密度構成とそのおおむねの区域を次のように定めます。

広域拠点および地域拠点については、業務・商業・住宅機能などが一体となって、高度利用を図るべき地域として、建築物の中高層化など、土地の高～中密度利用を促進します。

生活地域については、地域に必要な商業・業務機能などを配置し、住宅機能を主体とした土地の中～低密度利用を図ります。

集約拠点以外の地域については、低密度利用を図る地域とします。

	高～中密度利用を図るべき地域		低密度利用を図るべき地域
業務地	広域拠点	高知駅周辺からはりまや橋、高知城周辺	南国市蛸が丘
	地域拠点	南国市、香美市、いの町の中心部	
商業地	広域拠点	高知駅周辺からはりまや橋、高知城周辺	広域拠点・地域拠点の周辺部 高知市高須、朝倉、瀬戸、薊野
	地域拠点	南国市、香美市、いの町の中心部	
工業地			高知市布師田、高知港周辺、長浜、南国市比江、
流通業務地	高知市弘化台		高知市弥右衛門、高知新港、南国市十市、三和琴平
住宅地	広域拠点・地域拠点および生活地域		左記以外の住宅地

(3) 市街地における住宅建設の方針

広域拠点や地域拠点、生活地域では、まちのにぎわいを取り戻すために、医療、福祉、商業機能等と住宅機能が一体となった、生活利便性が高く、魅力ある居住環境の形成を促進することにより、若者や高齢者などの住み替えを誘導し、まちなか再生に取り組みます。

集約拠点以外の住宅地では、日常生活の安全や快適性を確保するため、生活道路や公園・緑地および下水道などの都市基盤を維持するとともに、老朽住宅の建て替えの促進など、住環境の改善に努めます。

(4) 特に配慮すべき問題などを有する市街地土地利用の方針

①土地の高度利用に関する方針

広域拠点である高知駅周辺からはりまや橋、高知城周辺までの地域、地域拠点である南国市、香美市、いの町の中心部の地域においては、市街地開発事業*の導入や地区計画制度等を活用しながら、土地の高度利用や有効利用を促進し、一層の都市機能の集積と機能強化を図ります。

また、土地の高度利用にあたっては、業務・商業機能等と住宅機能などの複合化を進めるとともに、交通機能と連携した市街地整備を進めます。

②用途転換、用途純化または用途の複合化に関する方針

既成市街地内に点在する工場は、既存工業団地等における未利用地への移転の誘導に努めるなど、用途の適正な純化を図ります。

住宅や工場など用途が混在しているなかで、良好な生活環境が保持されている地区については、職住近接地として周辺環境の整備に努めます。

③居住環境の改善または維持に関する方針

旭駅周辺地区などの都市基盤のぜい弱な木造密集住宅地については、土地区画整理事業などによる住環境整備や、地区計画の策定、都市基盤の整備を推進し、安全で快適な生活環境の創出に努めます。

また、防犯性の高い道路や公園などの普及を図り、誰もが安全で安心して暮らすことのできるまちづくりに努めます。

④市街化区域内の緑地または都市の風致の維持に関する方針

市街地内の公園・緑地等については、住民の憩いや安らぎ、コミュニティ形成の場、また災害時のオープンスペースとして確保、整備に努めます。

市街地内の農地は、原則として住宅等の都市的土地利用を行いますが、農地の持つ、憩いの場や防災機能などの多面的な機能を評価し、保全が必要と思われるまとまりのある農地については、緑地空間として保全を図ります。

(5) 市街化調整区域の土地利用の方針

①優良な農地との健全な調和に関する方針

物部川と国分川水系に囲まれ南国市と香美市に展開している農地、高知市春野町の新川川流域に広がる農地、高知市東部や、いの町八田地区など、市街化区域に近接して広がる農地は、利用の集積による効率化や、都市近郊型農業への転換などを促進するため、優良な農地として保全を図ります。

②災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

高知市春野町の新川川流域の低地部、国分川の低地部など、溢水あるいは湛水のおそれのある地域は、原則として市街化を認めません。

9 8 高知豪雨では、丘陵地を中心に多数のがけ崩れが起こり、多大な被害が発生しました。このことから、砂防指定地、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域など、がけ崩れや土砂流出などの災害発生の恐れのある地域については、市街化を抑制します。

③自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針

高知市北山、鷲尾山、香美市龍河洞の県立自然公園区域および、いの町と南国市北部の山林については、自然環境の保全に努めます。これらの山林については、水源かん養機能を守るためにも、自然林の保全や復元を図る必要があります。

高知市が指定する里山保全地区は、貴重な緑として保全します。

浦戸湾や土佐湾の沿岸および仁淀川、物部川、鏡川などについては、自然景観の優れた地区として、保全に努めます。

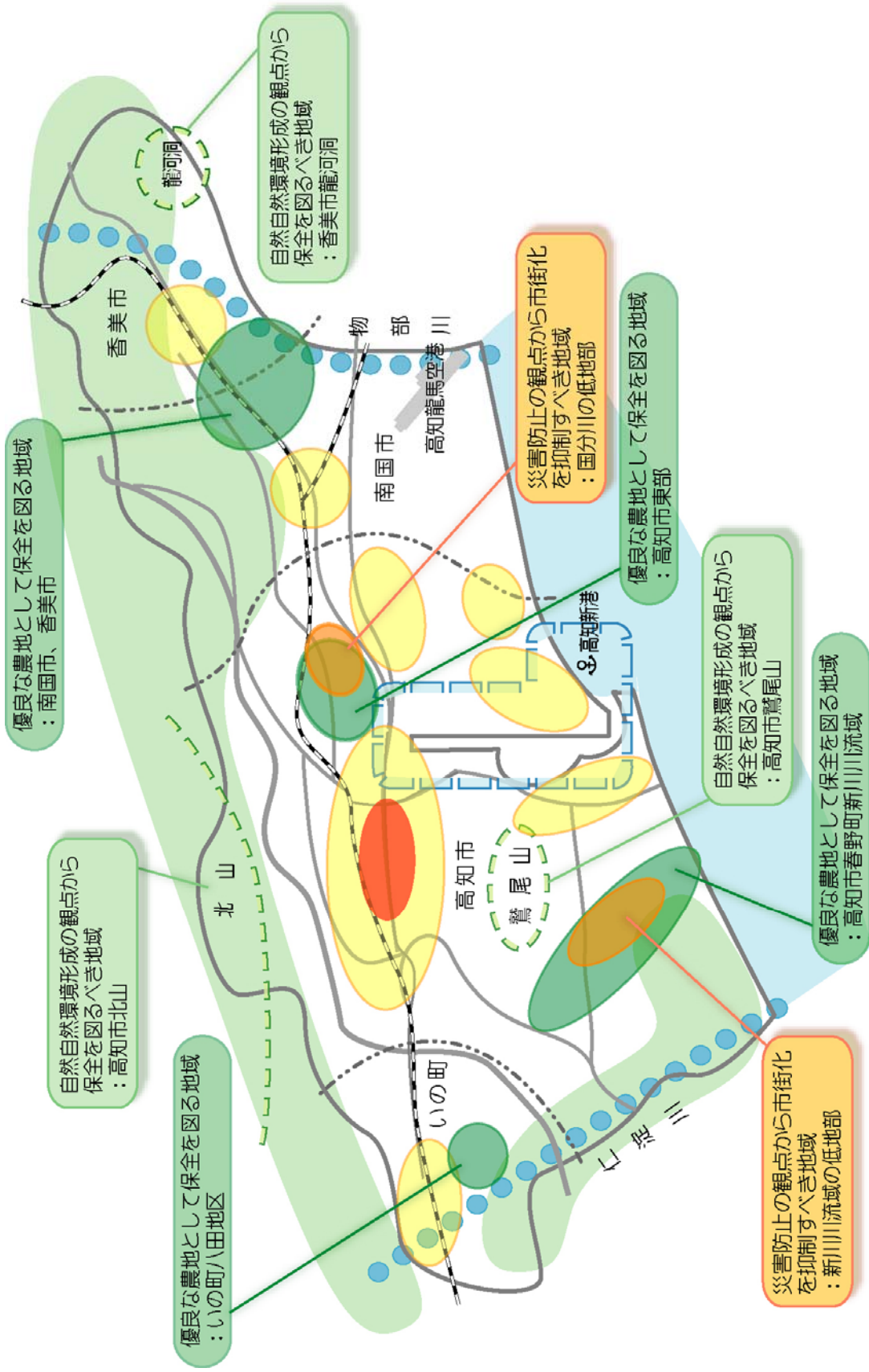
④秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針

市街化調整区域の農地、山林等については、無秩序な開発を抑制し、農林業の健全な発展と集落環境の維持との調和を図っていきます。

生活地区として位置づけられる地域では、地区計画や集落地区計画等を活用しながら日常生活における利便性の向上や、居住環境の向上を図ることにより人口を維持し、地域活力やコミュニティの維持に努めます。

市街化区域に隣接または近接し、市街化区域と一体的な日常生活圏*を構成していると認められる区域については、予定建築物などの用途を条例で定め、周辺地域との調和を図りつつ、一定の住居系の開発は認めます。

【市街化調整区域の土地利用イメージ図】



3-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設の都市計画の決定の方針

①基本方針

集約拠点の形成を支援する交通軸の形成、低炭素社会の実現に寄与する環境負荷の軽減、超高齢社会への対応など、人と環境にやさしい交通体系の構築を目指します。

1) 交通体系の方針

- a 円滑で信頼性の高い道路ネットワークの形成
 - ・放射道路や環状道路で構成された道路ネットワークの形成による、交通の円滑化、都市活動の支援
 - ・高速・広域交通体系へのアクセス機能の強化による、広域交流、産業活動の支援
 - ・道路の耐震性を強化することにより、災害時等の救援および復旧活動が安全、かつ確実に確保できる道路ネットワークの形成
- b 拠点集約型都市構造を誘導する交通体系の形成
 - ・都市圏の生活、都市活動を支え、集約拠点の形成を支援する基幹交通軸の形成
 - ・集約拠点において歩いて暮らせるまちづくりを目指し、歩行者・自転車利用者のための、魅力ある交通空間の形成
 - ・集約拠点での交通負荷を軽減し、歩行者優先の空間を確保するため、自動車の通過交通を抑制する、市街地内環状線の整備
- c 公共交通の利便性向上
 - ・誰もが、過度に自動車に依存しなくても利便性の高い生活環境の確保ができるような、持続可能で利便性の高い公共交通体系の実現
- d 環境にやさしい交通環境の形成
 - ・低炭素社会を実現していくために、自動車を主体とした交通体系から、環境負荷の低い自転車や公共交通利用への交通行動の改変を促進

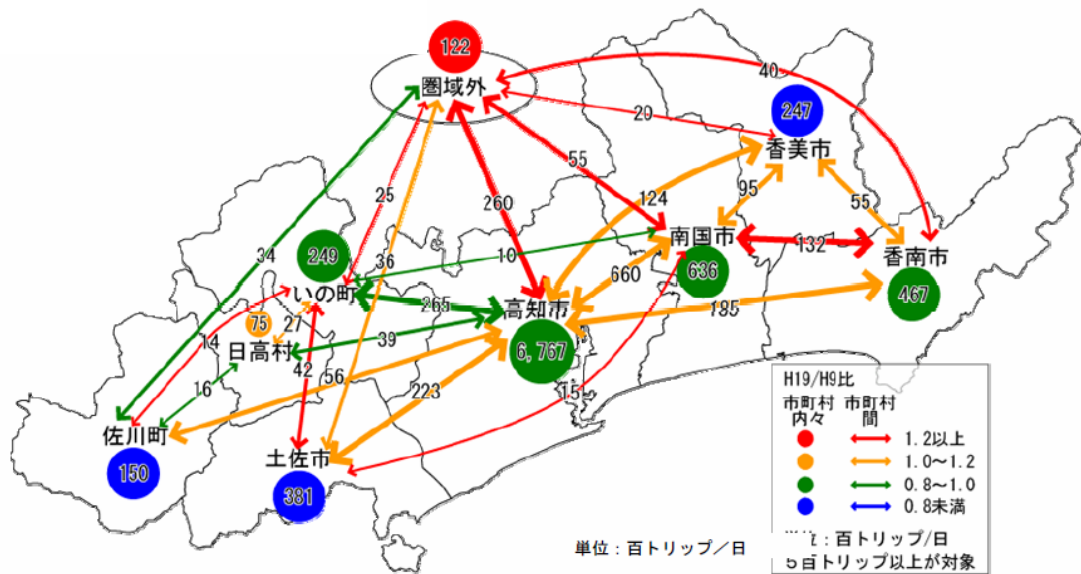
(参考) 高知広域都市計画区域および周辺地域の交通の実態

参考資料として、高知広域都市計画区域および周辺地域の交通上の結びつきや、移動における交通手段など、交通の実態について示します。

高知市を中心とした流動パターン

高知広域都市計画区域および周辺地域における市町村間の流動は、高知市を中心とした放射状の流動パターンとなっています。平成9年からの変化では、市町村間の流動は増加していますが、各市町村内の流動が減少しており、流動が広域化している傾向にあります。

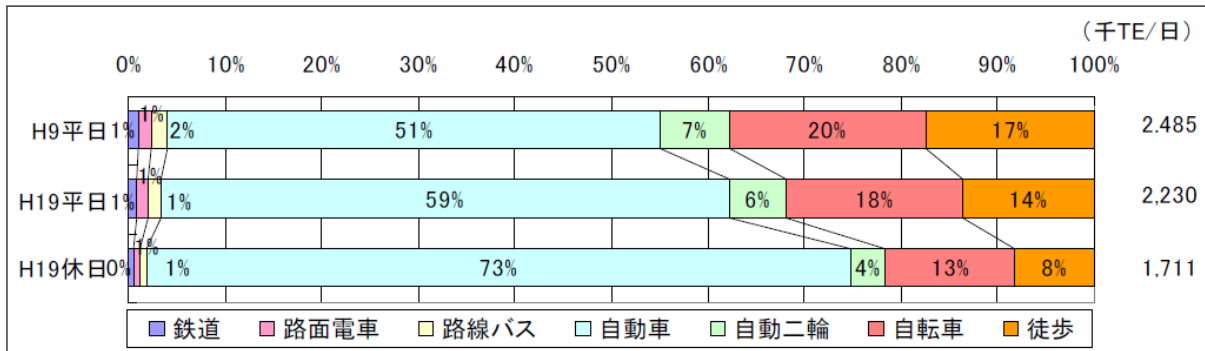
市町村間の流動パターン（平成19年：平日）



自動車利用が依然増加

高知広域都市計画区域および周辺地域に、平日に発生集中するトリップの59%が自動車利用（代表交通手段）となっており、平成9年から19年にかけて8ポイント増加しています。また、休日の自動車分担率はさらに高く、73%となっています。

交通手段構成



②主要な施設の配置の方針

1) 道路

広域交通体系を形成する浦戸東部道路など、高規格幹線道路の整備を推進するとともに、インターチェンジなど、交通結節点へのアクセス性を高めるための道路の整備を進めます。

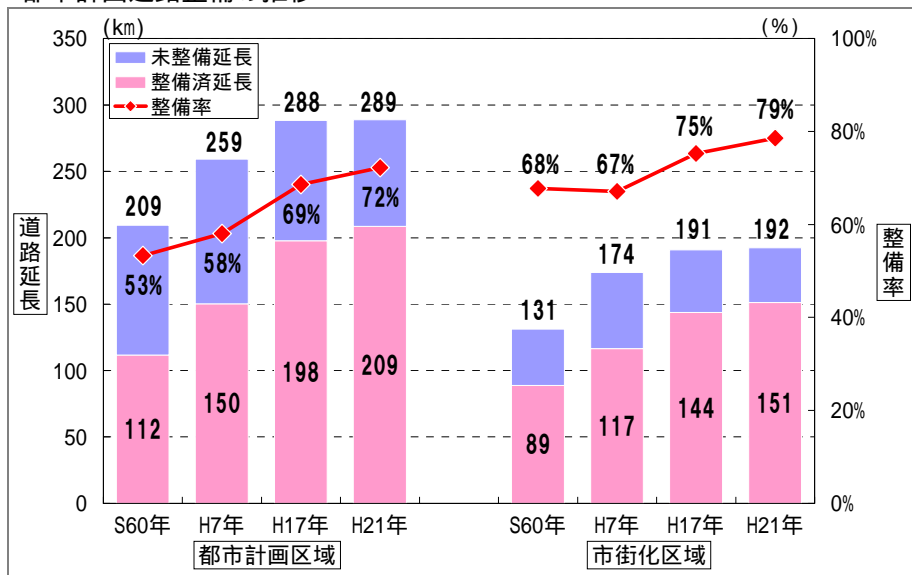
都市間や拠点間における連携や移動を支援する、高知山田線や高知南国線などの幹線道路の整備や、市街地における渋滞緩和、歩行者・自転車空間の形成に向けての市街地環状線の整備を進めます。

一方、長期未着手路線については、高知都市圏の交通計画マスタープラン(平成22年11月策定)での、「長期未着手路線の廃止および見直し対象路線の提案」を基に、道路網の再編など、道路計画の見直しを図ります。

都市計画道路の整備（薊野塚ノ原線）



都市計画道路整備の推移



市町別の都市計画道路の計画延長と供用延長

	都市計画区域			市街化区域		
	計画(km)	供用(km)	整備率	計画(km)	供用(km)	整備率
高知市	201.6	160.6	79.7%	159.5	129.6	81.3%
南国市	57.6	33.2	57.6%	15.8	11.3	71.5%
香美市	16.2	10.5	64.8%	9.9	7.5	75.8%
いの町	13.3	4.1	30.8%	7.2	2.7	37.5%
高知広域	288.7	208.4	72.2%	192.4	151.1	78.5%

出典：都市計画年報、都市計画課資料(平成21年3月現在)

2) 鉄道

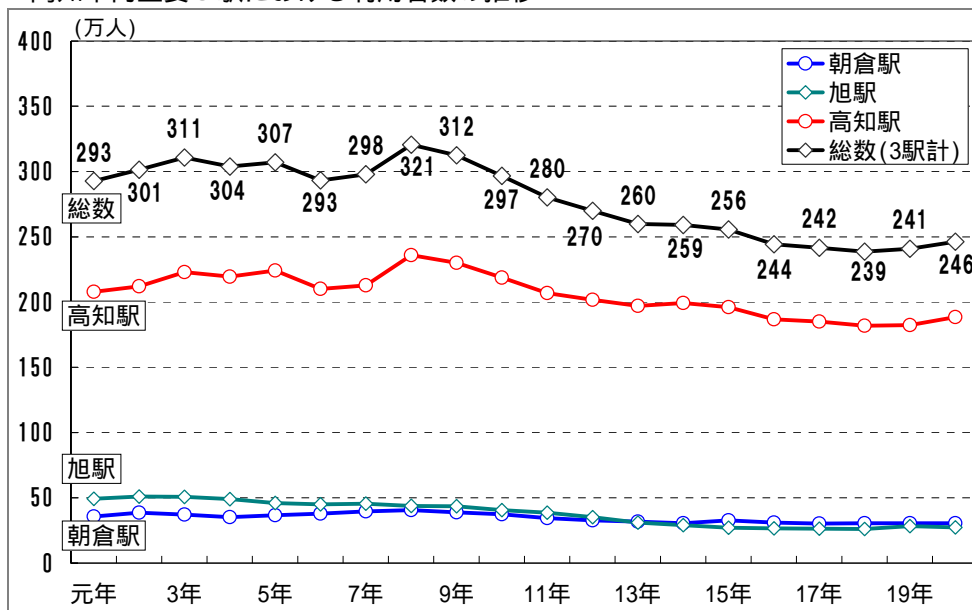
J R 土讃線の連続立体交差化や都市基盤整備が実施された高知駅周辺については、広域拠点の主要交通結節点としての機能強化を図ります。

県西部の宿毛市と香川県高松市を結ぶ J R 土讃線（土佐くろしお鉄道区間を含む。）および県東部の奈半利町を結ぶ土佐くろしお鉄道・ごめんなはり線は、広域交通機関として重要な役割を果たしています。今後は、通勤や通学をはじめ日常生活における重要な移動手段として、さらに役割強化を進めます。

高知駅周辺地区



高知市内主要 3 駅における利用者数の推移

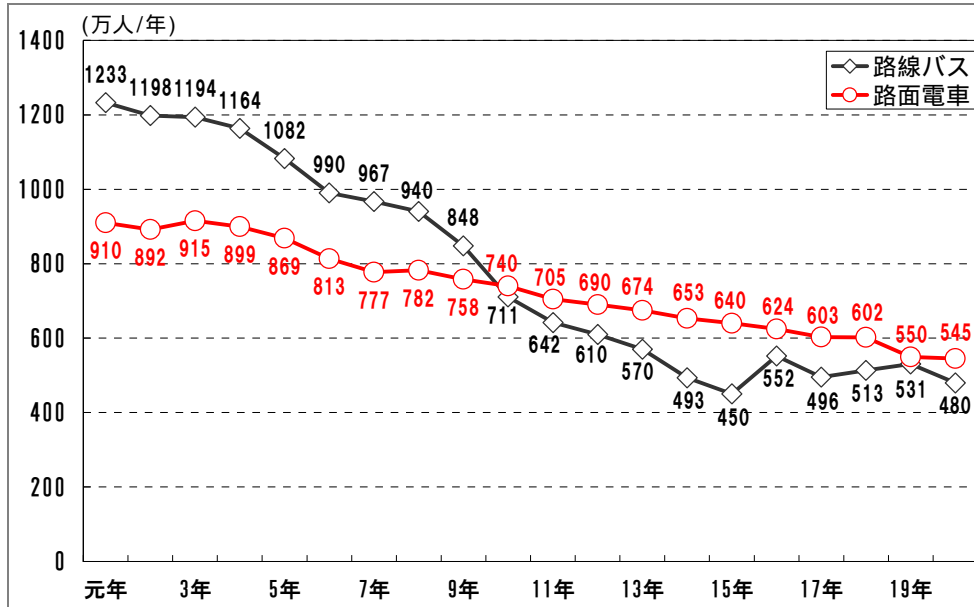


出典) 四国旅客鉄道(株)高知企画部

3) 路面電車およびバス

歩いて暮らせるまちを実現するための重要な移動手段、低炭素社会に寄与する環境負荷の低い移動手段として、持続可能で利便性の高い公共交通の実現に向けた施策の実施や、交通行動の改変による自動車交通の利用の適正化を促進していきます。

路面電車および路線バスの利用者数の推移



出典) 高知県交通(株)、土佐電気鉄道(株)

4) 駐車場および駐輪場

公共交通の利用を促進していくために、主要なバス停や電停などの交通結節点における駐車場や駐輪場の設置などの環境整備を図ります。

快適な歩行者空間を確保するため、放置自転車対策に取り組み、自転車利用者のモラル向上の啓発や駐輪場の整備、既存の駐輪場の利用促進を図ります。

高知市中心部においては、コミュニティサイクルシステム*や、自転車道の整備などを進めることにより、自転車利用空間の形成を図ります。

パークアンドライドの事例（高知市高須）

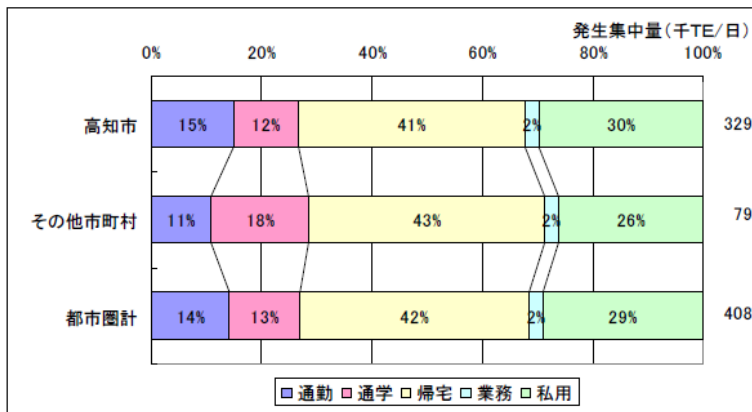
（パークアンドライド駐車場）



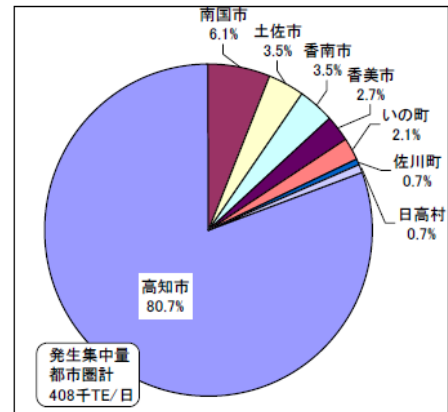
（バス待合所）



自転車利用者の目的構成



自転車利用者の市町村構成



出典) 高知都市圏の交通計画マスタープラン

5) 港湾

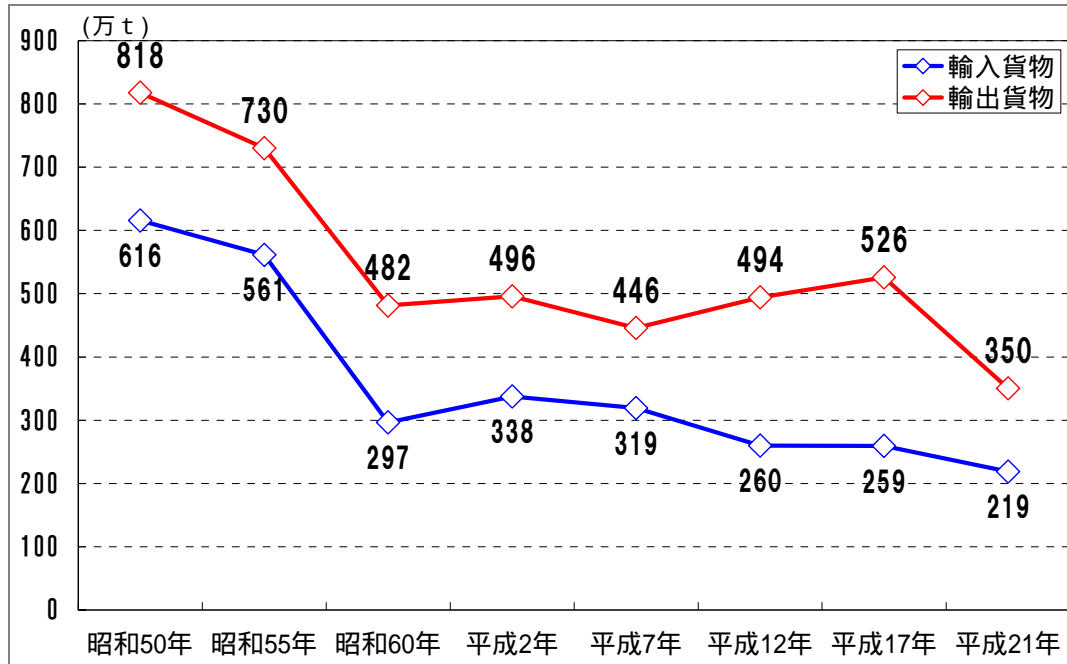
高知新港および高知港は、高知県の港湾物流の中心として発展することが期待されていますが、浦戸湾周辺は自然景観にも優れていることから、周辺環境と調和した港湾整備を進めます。また、災害時における輸送・物流拠点としての機能を維持するための整備等を促進していきます。

高知新港は、国内外の貿易を推進する拠点港として、一層の整備促進を図るとともに、航路誘致などによる物流の拡大に努めます。

高知新港



高知港における貨物取扱量の推移



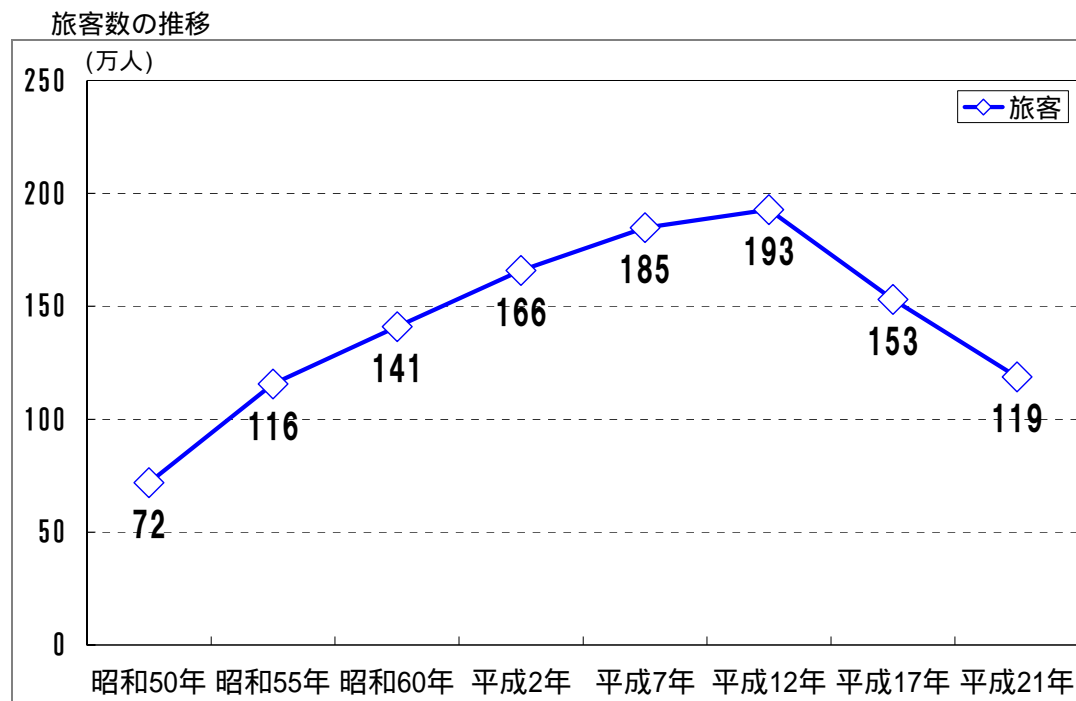
出典) 高知県統計書

6) 空港

航空機就航時の安全性や定時性、災害時の輸送拠点としての機能を維持するための整備等を促進していきます。

広域的な移動手段の確保や、地域振興・観光振興を図るために、既存路線の確保と利用促進や、国内外からのチャーター便の乗り入れの推進などを図ります。

高知龍馬空港



出典) 高知県統計書

③主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に優先的に整備することを予定している施設は次のとおりです。

種別	都市計画道路名	整備予定	備考(国道、県道名等)
道 路	浦戸東部道路	A	国道55号(高知南国道路)
	南国安芸線	A	国道55号(南国安芸道路)
	能茶山春野線	B	国道56号(土佐道路等)
	高知空港新線	A	県道高知空港インター線
	曙町波川線	A	国道33号(高知西バイパス)
	五台山道路	A	県道高知北環状線、県道高知南インター線
	高知南国線	A	県道高知南国線(篠原工区)
	はりまや町一宮線	A	県道後免中島高知線、県道北本町領石線
	高知山田線	A	国道195号
	入明久万線	B	
	旭駅城山町線	B	
	朝倉針木線	A	
	曙町西横町線	B	
	愛宕町北久保線	B	
	介良通線	A	
	上町2丁目南城山線	A	
	旭町福井線	A	
	下知伊野線	B	
	大津十市線	A	
	南国駅前線	A	
新町西町線	A		
港 湾	高知新港	A	

(A:現在施工中、B:10年以内に着工予定)

【交通体系の方針図】



(2) 下水道および河川の都市計画の決定の方針

①基本方針

高知広域都市計画区域における下水道は、公共下水道*と流域下水道*、集落排水事業など、地域の実情に応じて整備を行い、生活環境の向上や河川等の水質の保全に努めます。

また、98高知豪雨では多大な浸水被害が発生しましたが、近年は局地的な集中豪雨が頻発していることから、河川改修や内水排除などへの対応を促進していきます。

98 高知豪雨による浸水状況

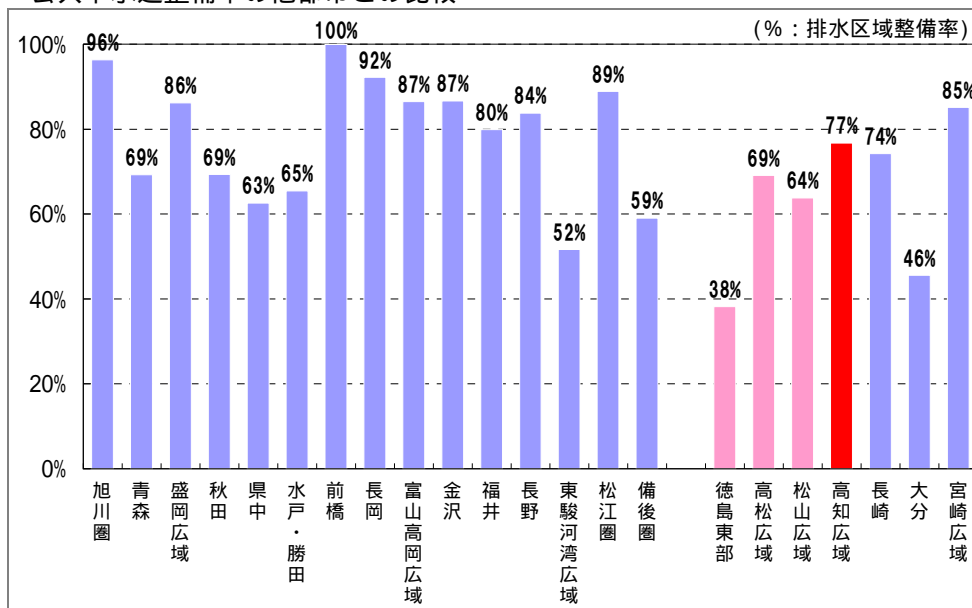


下水道の整備状況

	排水区域			処理区域		
	計画(ha)	供用(ha)	整備率	計画(ha)	供用(ha)	整備率
高知市	4,907	3,851	78.5%	5,000	2,518	50.4%
南国市	411	238	57.9%	411	238	57.9%
香美市	219	195	89.0%	219	187	85.4%
いの町	263	165	62.7%	263	85	32.3%
高知広域	5,800	4,449	76.7%	5,893	3,028	51.4%

出典) 都市計画課資料(平成 21 年 3 月現在)

公共下水道整備率の他都市との比較



出典) 都市計画年報(平成 20 年 3 月現在)

1) 下水道および河川の整備の方針

a 下水道

今後、人口が減少していくことを踏まえ、市街化区域においては市街化の動向や見通しを踏まえて調整・整合を図りながら、公共下水道未整備地域への早期普及に向けた効率的な整備を進めていきます。また、市街化調整区域では農業集落排水事業などを導入し、生活環境の向上と河川の水質保全に努めます。

浸水被害が予想される地域については、河川改修などとの調整を図り、公共下水道や都市下水路事業などの整備を進め、浸水被害の低減に努めます。

今後は整備費用に加え、維持管理費用の増加も見込まれることから、適切な維持管理と効率化を進めるなど、コスト縮減を図っていきます。

b 河川

高知広域都市計画区域には物部川、仁淀川、宇治川、鏡川、国分川、久万川、紅水川、舟入川、神田川、吉野川、新川川、下田川および介良川などの都市河川があり、それぞれの河川の流域における下水道整備との調整を図りながら、河川整備を進めます。

水と緑のネットワークの形成を図るため、河川改修に多自然工法を取り入れるなど、より自然に近い河川への復元に努めます。

2) 整備水準の目標

a 下水道（流域下水道・公共下水道）

目標年次	平成 21 年	平成 32 年	平成 42 年
処理人口（人）	198,941	300,347	380,607
普及率（％）	44.8%	64.2%	82.1%

b 河川

緊急度の高い河川から順次整備し、長期的には市街地形成に対応した計画的な改修を図ります。

②主要な施設の配置の方針

1) 下水道

高知市、南国市および香美市を処理区とする浦戸湾東部流域下水道は、市街化の動向を踏まえながら、面整備の拡大に向けて効率的な整備を推進します。

市街化区域では公共下水道、市街化調整区域では農業集落排水事業など、地域の実情に適した整備手法による整備を進めていきます。

2) 河川

市街化区域内の河川は、河川整備計画や下水道整備計画との整合を図りながら、重点的に整備を行います。

③主要な施設の整備目標

おおむね10年以内に優先的に実施することを予定している事業は、次のとおりです。

1) 下水道

種別	名称
流域下水道	浦戸湾東部流域下水道
公共下水道	高知市公共下水道 南国市公共下水道 香美市公共下水道 いの町公共下水道
都市下水路*	いの町都市下水路

2) 河川

種別	名称
河川	宇治川
	鏡川
	国分川
/	

(3) その他の都市施設の都市計画の決定の方針

①基本方針

健康で文化的な都市生活と、機能的な都市活動の向上を図るため、長期的展望に立ちながら公共施設について整備を図ります。

②主要な施設の配置の方針

1) 汚物処理場

下水道の処理区域外および下水道処理区域内であっても、下水道が整備されるまでの期間は汚物処理場が必要であり、し尿処理場で処理します。

2) 産業廃棄物処理施設

各家庭でごみの分別を徹底し、排出ごみの縮減に努めます。

製造過程で発生する廃棄物は可能な限りリサイクルを行い、産業廃棄物の発生を抑制します。

ごみ処理場などの産業廃棄物処理施設の設置については、関係住民への説明責任を果たし、合意形成を図ります。

3-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

よりよい住環境の形成に向けて、地域の実情を踏まえながら、適切な取り組みを進めていきます。

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

土地区画整理事業などにより良好な市街地を形成している地域については、まちの緑化などを推進し、よりよい住環境の形成に努めます。

木造密集住宅地などの都市基盤が弱い地域では、市街地開発事業の実施や建築物の不燃化・難燃化、区画道路の整備や公園・緑地等の確保など、優先的に住環境の改善を進め、住宅密集地の解消に努めます。

広域拠点および地域拠点の商業集積地や業務機能の集積が高い地域については、土地の高度利用を図るとともに、シンボルロード整備や建物の高さを制限する高度地区を設定するなど、都市景観の形成・向上に努めます。

市街地内にある低未利用地については、面的整備などにより土地の有効活用を図ります。

(2) 市街地整備の目標

おおむね10年以内に優先的に実施することを予定する市街地開発事業は次のとおりです。

種別	地区名	
土地区画整理事業	高知市	旭駅周辺地区
	南国市	篠原・南小籠地区

土地区画整理事業の実施事例（高知市潮江西部地区）



3-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

高知広域都市計画区域を取り巻く、豊かな自然環境を活かしつつ、市街地と一体となった、良好な都市環境を形成していきます。

高知城より北山を望む



鏡川緑地



①自然環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

高知広域都市計画区域は、南に太平洋、北に四国山地、東に物部川、そして西に仁淀川と、自然に囲まれ、中央部には桂浜や浦戸湾、鷲尾山などの優れた自然景観があります。

これらの豊かな自然環境を活かしつつ、市街地と一体となって、良好な都市環境を形成していくために、自然環境の保全を図ります。

また、防災上支障のない限り、河川等における緑化の保全、活用を図ります。

②緑地の確保目標水準

都市のヒートアイランド現象の緩和や、温室効果ガスの削減への寄与、生物多様性の保全など、緑地の持つ諸機能を有機的に発揮させながら、本区域の独自性を活かした個性的なまちづくりを目指します。

緑地の保全やまちの緑化については、公共施設から民有地にいたる緑を幅広くとらえたうえで、緑の現状や、住民の緑に対する多様なニーズを踏まえながら、推進していきます。

緑地については、環境保全、レクリエーション、防災、景観構成の4つの系統に分類することによって、住民が緑地を身近に感じ、関心を高められるように配置していきます。

行政と地域の住民との協働による、公園や緑地の管理・運営などを進めていきます。また、身近な緑として利用しやすく、より地域に密着した遊び場、憩いの場となるような、住民と一体となった公園づくりを進めていきます。

(2) 主要な緑地の配置および整備の方針

①環境保全系統

高知広域都市計画区域は、四国山地に連なる北山や鷲尾山などの県立自然公園と、仁淀川・物部川および太平洋・浦戸湾からなる水と緑の環境軸で囲まれています。

これらは、都市の重要な緑地として保全するとともに、横浜地区などの丘陵地や五台山などの樹林地および鏡川・国分川などについても、貴重な自然として保全を図ります。

また、本区域に広がっている農地については、身近にある緑の空間として保全します。公園や河川以外にも、ビルの屋上や路面電車の軌道敷などについても緑化を推進し、都市緑化の形成を図ります。

②レクリエーション系統

都市公園については、住民のニーズ等を踏まえて整備を進めるとともに、既存施設の適切な維持管理に努めます。

地域住民に最も身近な街区公園*については、住民が容易に利用でき、コミュニティ形成の場とすることができるように配置していきます。近隣公園*や地区公園*については、都市に潤いを与えるオープンスペースとして整備を進めます。

高知市の筆山総合公園*と春野総合運動公園などは、将来のレクリエーションニーズを考慮しながら、整備や適正な維持管理を進めます。風致公園などの特殊公園*については、土佐の歴史や文化、風致などを活かしながら、保全・整備を進めます。

③防災系統

都市のオープンスペースである都市公園については、地域防災計画等との整合を図りながら、災害時における延焼遮断空間や避難場所、応急活動拠点としての機能の確保や、強化を図ります。

市街地内や近郊に残る農地については、保水・遊水機能、またオープンスペースとしての防災機能を有する緑地として、その保全を図ります。また、住宅周りの生け垣や街路樹などは、延焼防止機能を有する緑として、避難時の安全性を高めることから、その形成や保全に努めます。

④景観構成系統

都市に安らぎを与える「緑のネットワーク」は、北山や鷲尾山、五台山などの骨格的な緑と、市街地に広く点在する鎮守の森や高知城の樹林が一体となって、都市の景観に重要な役割を果たしています。

都市にうるおいを与える「水のネットワーク」としては、太平洋・浦戸湾の海岸線や、物部川・仁淀川・鏡川などの水辺空間が、重要な役割を果たしています。

これらの自然環境を保全しながら、「水と緑のネットワーク」の整備を進めていきます。

さらに、屋外広告物の規制や建物の高さを制限する高度地区、風致地区*などの検討を行いながら、都市景観の形成・向上を図ります。

(3) 主要な緑地の確保目標

優先的におおむね10年以内に優先的に整備することを予定している主要な緑地は次のとおりです。

種 別	名 称	整備予定
近隣公園	竹島公園	A
	福井公園	B
	初月公園	A
	沖田公園	A
	弥右衛門公園	A

(A : 現在施工中、 B : 10年以内に着工予定)

【主要な緑地の配置方針図】



3-5 都市防災に関する都市計画の決定の方針

高知広域都市計画区域では降雨量が多く、急峻な地形を有する地域では、土砂災害発生の危険性を抱えています。また、東に物部川、西に仁淀川、中央には鏡川や国分川などが流れており、毎年のように台風や豪雨による水害が発生しています。

さらに、南海トラフを震源とする南海地震は、100年から150年の周期で発生しており、今後30年以内に60%程度の確率で発生すると予想され、地震発生時には、家屋の倒壊や津波の被害、法面（のりめん）の崩壊、地盤沈下や液状化などのおそれがあります。

また、高知市を中心としてゼロメートル地帯も多く、地震時には地盤沈下が予想され、津波の被害のほか、地震後の浸水による長期の都市機能の停止が懸念されています。

都市基盤がぜい弱な木造密集住宅地などでは、火災発生時の延焼による被害拡大のほか避難や消火活動が困難になるなど、火災被害についても配慮する必要があります

(1) 基本方針

都市防災については、関係機関が連携し、防災対策を強化していきます。

特に南海地震に備えるために、「被害を減らすための事前の備えや対策」、「地震発生後の速やかな応急・復旧・復興を行うための事前の準備」、「震災に強い人・地域・ネットワークづくり」の3つを重点目標として、ソフト対策を優先しつつ、応急・復旧対策に不可欠な橋梁の耐震補強などの人的被害を軽減する効果の大きいハード対策を重点的・選択的に実施するなど、総合的な地震防災対策を推進し、計画的に防災機能の強化に取り組んでいきます。

総合的な 対策

- ・災害時の避難地や防災拠点、緊急輸送路、避難路の確保・機能強化を図るために、都市公園や道路の整備を進め、防災ネットワークを形成
- ・県民に、生活空間の危険性を確認してもらうとともに、緊急時には迅速に避難ができるように防災マップや洪水ハザードマップなどを作成し、様々な情報提供を実施
- ・災害時における行政サービスや民間の企業活動（以下「事業」という。）の継続や、早期事業活動再開に向けて、事業継続計画（BCP）の策定を推進

地震・ 火災対策

- ・ 建物の耐震診断や耐震補強への助成などについて周知を図り、耐震化を推進するとともに、建築物の不燃化・難燃化を図ることにより、安全性を向上
- ・ 木造密集住宅地における、市街地開発事業の実施による密集地の解消
- ・ 道路や緑地の整備による避難路やオープンスペース、延焼遮断空間の確保を促進
- ・ 国分川等の堤防の耐震化を推進
- ・ 被災後の市街地の早期復興に向けた事前検討を推進
- ・ 南海地震による津波や長期浸水に対する、事前の被害軽減対策、被災後の早期の復旧・復興に向けた対策を推進

土砂災害 対策

- ・ 砂防指定地、地すべり防止区域、急傾斜地崩壊危険区域、土砂災害特別警戒区域など、がけ崩れや土砂流出などの災害発生の恐れのある地域については、建築物の立地を制限するとともに、既住宅等については移転を推進

浸水被害 対策

- ・ 市街化調整区域のうち溢水や湛水など、水害の危険のある土地の区域については、開発を抑制
- ・ 河川や下水道の整備を進め、水害を防止

3-5 福祉のまちづくりに関する都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

超高齢社会を迎え、誰もが住みやすい都市とすることが求められています。高齢者や障害のある人など、すべての人に配慮したユニバーサルデザインのまちづくりを進めていきます。

主な対策

- ・誰もが自由に移動し、歩いて生活できる、暮らしやすいまちづくりを実現するために、必要な生活環境の整備を推進
- ・道路や公園などの都市施設、病院などの公益施設やバス、電車などの公共交通のバリアフリーを推進

バリアフリーの実施事例

(JR高知駅改札)



(土佐電鉄高知駅前電停)



3-7 都市景観に関する都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

高知広域都市計画区域が有する、歴史や文化など特色ある独自の地域性を活用した景観づくりを進めていきます。

主な対策

来訪者にとって「本県を代表するまちの顔」となる高知市の中心市街地や、JR高知駅周辺においては、「高知らしさ」を前面に出した整備を進めていきます。

また、建物や看板などについては、周囲と調和したデザインへの誘導やシンボルロードの形成、周辺景観に配慮した高さの制限などを検討し、良好な都市景観の形成に努めます。

市街地の周辺には、美しい田園環境や自然環境が広がっています。都市は、市街地とこれらの環境が一体となることで、美しい都市環境が形成されるとともに、守られていることから、田園環境等の保全に努めていきます。

市町村の景観行政団体への移行・普及に努め、景観基本計画の策定を促進し、都市景観の向上を図ります。

また、地域の景観を維持し、向上させていくには、地域住民が主体となって取り組むことが必要であることから、地域の景観づくりをリードしていく人材の育成に努めます。

高知城周辺の景観



農村景観（岡豊城址から大津方面）



4、共に助け合う協働のまちづくりに向けて

(1) 基本方針

これからのまちづくりは、「行政が行うもの」から、「行政と住民が協働」し、さらに「住民が主体」となって進めていく必要があります。

まちづくりに住民の意見を反映させ、「住民」と「行政」がまちづくりを計画の段階から共に検討していけるような仕組みをつくり、行政と住民、民間の事業者などの専門家、さらに、それらをつなぐまちづくりNPOなど、それぞれの役割分担と協働によるまちづくりを進めていきます。



1) 自分たちのまちを知る

住民主体のまちづくりを進めるには、自分たちのまちのよいところや、悪いところなどを知ることが大切です。

主な対策

- ・住民が参加する自分たちのまちの魅力発見(まちかどウォッチングなど)
- ・ワークショップの開催(意見の集約)、まちづくりについての意見交換

住民参加によるまちかどウォッチング



ワークショップの開催



2) まちづくりを学ぶ

まちづくりについての住民意識は徐々に高まりつつありますが、一方では、まちづくりへの参加者は一部の人に限られている、といったことも見受けられます。

「まちづくりはひとづくり」という観点から、都市計画やまちづくりについて積極的に情報を提供し、まちづくりに携わる人材の育成を図ります。

主な対策

- ・まちづくりリーダーと市民ボランティアの育成
- ・先進地の視察やまちづくり研修会、まちづくり説明会や公聴会の開催

まちづくりに関する勉強会の開催



自主防災組織リーダー研修会



3) まちづくり組織との連携

まちづくり協議会やまちづくりNPOなど、さまざまな形でまちづくりに参加している組織があります。住民意見をまちづくりに反映させるためには、これらの組織の活用が不可欠であり、積極的にまちづくり活動を支援していきます。

主な対策

- ・まちづくり協議会やNPO*、防災ボランティアや観光ボランティアとの連携
- ・町内会や老人会などのまちづくりへの積極的な参加

まちづくりNPOと行政との意見交換会の開催



4) まちづくりへの参加

イベントや委員会などに参加しやすい仕組みをつくることにより、住民主体のまちづくりの実現を図ります。

主な対策

- ・都市計画審議会委員やまちづくり委員の公募、まちづくりイベントの実施
- ・まちづくりボランティアやまちづくりリーダーの育成
- ・行政も地域に積極的に入っていき、住民とのコミュニティをつくる
- ・新聞やテレビ、インターネットなどを活用して都市計画についての情報を提供し、意見を募集する

まちづくり協議会による地元高校生との案内柱設置



用語解説集（50音順）

NPO(Non-Profit Organization)

NPOとは「特定非営利活動促進法」により裏付けされた民間非営利組織で、収益事業を行いながらその収益を社会的活動に活かしていくもので保健福祉や文化振興、まちづくりや災害救助などの広い分野で活動を行う。

開発（行為）

開発（行為）とは、主として建築物を建築するために、土地の区画や形質の変更を行うことをいいます。例えば敷地に盛土などの造成を行うこと、造成済みの土地を分割して道路を造ることなども含まれます。

区域区分（線引き）

計画的に市街化を進めるために都市計画区域について、市街化を進める区域(市街化区域)と、市街化を抑制する区域(市街化調整区域)のふたつに土地利用を区分します。この区分のことを区域区分といいます。一般には「線引き」ともいいます。

公園の種類

公園は、法律上いろいろな種類のものに分けられます。このうち、都市公園法で定められた都市公園では、公園の規模によって、さらにいくつかに分類されています。街区公園や、近隣公園もそのうちのひとつです。

街区公園

もっぱら周辺に居住する者のためにつくられる公園です。大体250m圏内での利用を想定していますので、散歩や、子供達の日常の遊びなど、最も地域に密着した公園といえます。以前は児童公園という呼び名でしたが、平成12年より名称が変更されました。

近隣公園

街区公園よりも、もうすこし規模が大きく、大体500m圏内での利用者を想定した公園です。

地区公園

近隣区域よりももうすこし規模が大きく、大体1km圏内での利用者を想定したもので、公園面積は4ヘクタールを目安としています。

1km圏内は、おおよそ小学校区の4校区分に相当します。

総合公園

都市住民全体の休息、観賞、散歩などを目的とした公園で、公園面積は、10～50ヘクタールを目安としています。

特殊公園

風致公園、動植物公園、歴史公園、都市林などを総称した公園です。

公共下水道

主として市街地における家庭や工場からの排水を処理することを目的として整備されるもので、該当する市町村が整備や管理をします。

高齢化社会

高齢化社会とは、総人口に対する65歳以上の人口の割合(以下、「高齢化率」といいます。)が、7%以上14%未満である社会をいいます。また、高齢化率が14%以上21%未満の場合は「高齢社会」、高齢化率が21%以上を超える場合は「超高齢社会」と呼ばれています。

コミュニティサイクルシステム

共用の自転車をレンタサイクルのように借りた場所に返すだけでなく、他の駐輪場でも貸出・返却を可能としたシステムをいいます。

残存農地

市街化区域については宅地などの土地利用が進むべき区域ですが、この中にも農地が残っているところがたくさんみられます。このような農地のことを残存農地といいます。本来の主旨からすれば道路や下水道などの都市基盤整備を行い、都市化を進めるべきですが、今後は大きな人口増加が望めないこと、また農地は都市の中の貴重な緑として機能している面もあり、その取り扱いにはさらに協議が必要です。

市街化区域・市街化調整区域

都市計画では、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分しています。このうち、既に市街地になっている区域やおおむね10年以内に計画的に市街化を図るべき区域を「市街化区域」といい、市街化を抑制する区域を「市街化調整区域」といいます。

市街地開発事業

都市内で低層の木造住宅が密集するなど、健全な土地利用が行われていない場合、耐火による建物の中高層化や、公園などの公共施設を含んだ整備を行い、良好な市街地を形成する事業のことをいいます。

市街地周辺部

市街化区域と市街化調整区域の境界付近は、比較的中心部に近く、農地や宅地の混在化がみられます。また幹線道路沿いなどで無秩序な宅地化が進行しやすい条件を有しています。

将来フレーム

都市を計画し、実現するには長い期間が必要です。当初の計画の段階で、実現時点での都市の様子を想定し、これをもとに計画を策定していく必要があります。このとき、設定する将来のことを目標年次といい、このとき想定する都市の規模のことを将来フレームといいます。人口であれば人口フレーム、産業であれば産業フレームといいます。

スプロール（Sprawl）化

元々は都市内の人口増加により、徐々に都市が周辺部へ同心円状に拡大していくことですが近年では、幹線道路沿いなど、自動車依存型の土地開発についても同様に使われています。

スプロール化については、下水道や道路などの基盤整備が整っていない都市郊外部で無秩序に住宅や店舗などが建ち並んでいくと、住環境の良くない市街地が虫食い状態で広がることとなりますし、農地にとっても農作業がしにくくなるなど環境の悪化が懸念されること、都心中心部での人口が減少してしまい、まちに活気がなくなること、などの問題点が指摘されています。

中心市街地

都市の中心部にあって、小売商業や都市機能が集積し、都市計画区域内での中心的な役割を果たしている区域のことをいいます。しかしながら、これまで果たしてきた役割も中心部での人口の減少、郊外部への商業機能の移転などの問題を抱えています。

低未利用地

「低未利用地」とは、市街地内で、更地や遊休化した工場・駐車場など、有効に利用されていない土地のことをいいます。ここには商店街の空き店舗や住宅地内の空家などを含まれますが、駅前広場や公園・運動施設、生産緑地などは含みません。

低未利用地は、地域の活性化や地域のまちづくりのため、その有効活用のあり方が求められています。

都市運営コスト

公共施設（道路・下水道などのインフラ）に係わる維持管理費、更新費、新規整備などの費用や、ゴミ処理、学校・保育所、警察・消防などの行政サービスに係る費用などの都市を運営していくために必要となるコストをいいます。

都市化社会と都市型社会

大都市への人口流入、市街地の拡大といった現象が起きることを都市化社会といいます。これに対し、環境問題や少子高齢化といった条件の変化により、人口や都市の規模が成熟するなか、都市エリアにあっては既存市街地の更新やより質の高い居住環境の達成などがまちづくりの目標となり、また農村エリアにあっては交通や情報環境の整備とともに、都市に居住するのと変わりのない環境が整備されていくことを、都市型社会といいます。

都市計画区域

都市計画を総合的に進める区域全体のことをいいます。市町村の中心市街地を含み、自然や社会的条件などからみて、一体の都市として総合的に整備、開発や保全する必要がある区域のことです。

都市計画区域マスタープラン

都市計画区域マスタープランとは、都市計画法に定められた「都市計画に関する基本的な方針」のことをいいます。このなかで、都市の目標、区域区分の有無、主な都市施設の決定の方針を定めることになっています。

都市下水路

主として雨水の防除を目的として整備される下水道施設です。

都市施設

良好な都市環境を保持するための施設の総称です。この中には

- ・ 道路、駐車場、駅などの交通施設
- ・ 公園、緑地などの公共空地
- ・ 水道、下水道、ごみ焼却場などの供給・処理施設
- ・ 河川、水路など
- ・ 学校・図書館などの教育文化施設
- ・ 病院・保育所など
- ・ 市場・と畜場・火葬場
- ・ 住宅団地
- ・ 官公庁施設
- ・ 流通業務団地
- ・ 防災施設

などが含まれます。

都市内の空洞化

市街地の中心部は、店舗や公共施設、駅などの都市施設への利用がしやすく便利な立地条件を有していますが、住環境の面から見ると、古くから建てられた建物の更新が進まず、現在の住環境のニーズに合わないなど、人口は徐々に郊外へ移動していく傾向があります。この結果都市の中心部で人口が減少してしまうことを都市の空洞化といいます。

TDM (Transportation Demand Management)

(時間、経路、手段、利用の仕方、発生源の調整等)を変更するための、さまざまな手法を組み合わせたものです。

例えば、パークアンドライドもそのひとつですし、混雑時間帯を避けて出勤する「時差出勤」や、「公共交通機関の利用」、道路を有効的に活用する、「バスレーン」、「道路情報の提供」などもTDMの一部です。

TMO (Town Management Organization)

商店街や行政、市民などの地域を構成する様々な主体が参加し、まちの運営を総合的に調整し、中心市街地の活性化に取り組む機関で、商工会、商工会議所や公益法人などが組織しています。

日常生活圏

通学や通勤、日常の買い物など、平常生活している行動範囲のことをいいます。公共交通機関や自動車を利用することで、その範囲は大きく変わります。

農住近接地区

市街化調整区域内では、農地の中に集落が点在する農村風景が展開しています。このような区域では、農業と住宅が近接し、良好な住環境が保全されています。しかしながら、一方で店舗や工場など都市的な施設は不足しがちです。開発と保全のあり方が問われる区域であるといえます。

農地の虫食い

農地に、無秩序に宅地化が進むことをいいます。このような区域は下水道や道路などが未整備なところが多く、住宅環境としては十分な環境が整っているとはいえません。

また、農地の側にも問題が発生します。生産性の高い農地を維持するには、面としてのまとまりが必要です。用排水路や農業用の道路などが効果的に利用されることで円滑に農業を営むことができますが、宅地化が進めば水質の悪化や自動車交通の増加などにより農業生産環境の悪化が懸念されます。

パークアンドライド (Park & Ride)

(パークアンドバスライド (Park & Bus-Ride) パークアンドサイクルライド (Park & Cycle-Ride))

交通渋滞の解決には、様々な取り組みが必要ですが、パークアンドライド (P & R) は、そのための対策のひとつです。都心部への流入を緩和するために、自動車を都市郊外の駐車場に止め、鉄道に乗り換え、都心での車の使用を控えることで交通量を減らそう、というものです。鉄道の少ないアメリカでは、代替交通としてバスが利用されており、これがパークアンドバスライド (P & B R) です。また、バスの代わりに自転車を利用したものをパークアンドサイクルライド (P & C R) といい、日本では主に観光地での取り組みが検討されています。

パーソントリップ (Person Trip) 調査

人が出発点から目的地まで、どんな目的でどんな交通手段を使ったか、を把握するための調査のことです。交通量の大きさを表す指標が得られ、これにより乗り換えなど交通手段の分担関係についての検討が可能となります。

高知県では昭和55年と、平成9年、平成19年の3回調査を行っています。

風致地区

歴史や文化、自然的環境や景観にすぐれ、将来にわたりその環境を保全していく必要があると認められる区域については開発に対し特別の法規制を行う必要があります。「風致地区」は、そのための法的措置です。

この指定を受けた地区は、知事の許可を得なければ建物の建設や土地の区画変更などできません。

防災公園

大規模震災などが発生すると、公園が避難地として利用されます。この公園について、さらに延焼防火帯や、貯水槽を設けるなど防災機能を高めた公園を防災公園といいます。

モータリゼーション (Motorization)

生活の全般にわたって、自動車の利用の度合いが高まる現象のことをいいます。

ユニバーサルデザイン (Universal Design)

従来バリアフリーという言葉が知られていましたが、バリアフリーが、特定の人のための対策であったのに対し、ユニバーサルデザインは、すべての人が同じ条件で利用できるように計画することを意味しています。

例えば、建物の段差に対して、「障害のある人のために」部分的にスロープをつける (バリアフリー) と、そのスロープは障害のある人だけが使うことになってしまう可能性があります。最初から全体をスロープ構造としておけばすべての人たちが使う (ユニバーサルデザイン) ことになり、分けへだてなく誰でも施設利用できる環境が整うこととなります。

流域下水道

2つ以上の市町村にまたがって整備される下水道のことを言います。

1つの市町村が単独で整備するよりも、2つ以上の市町村で協力して整備する方が効率的である場合などに実施されます。

第4回 高知広域都市計画区域マスタープラン 策定委員会

～ 高知広域都市計画区域マスタープラン（素案）～ 要約版

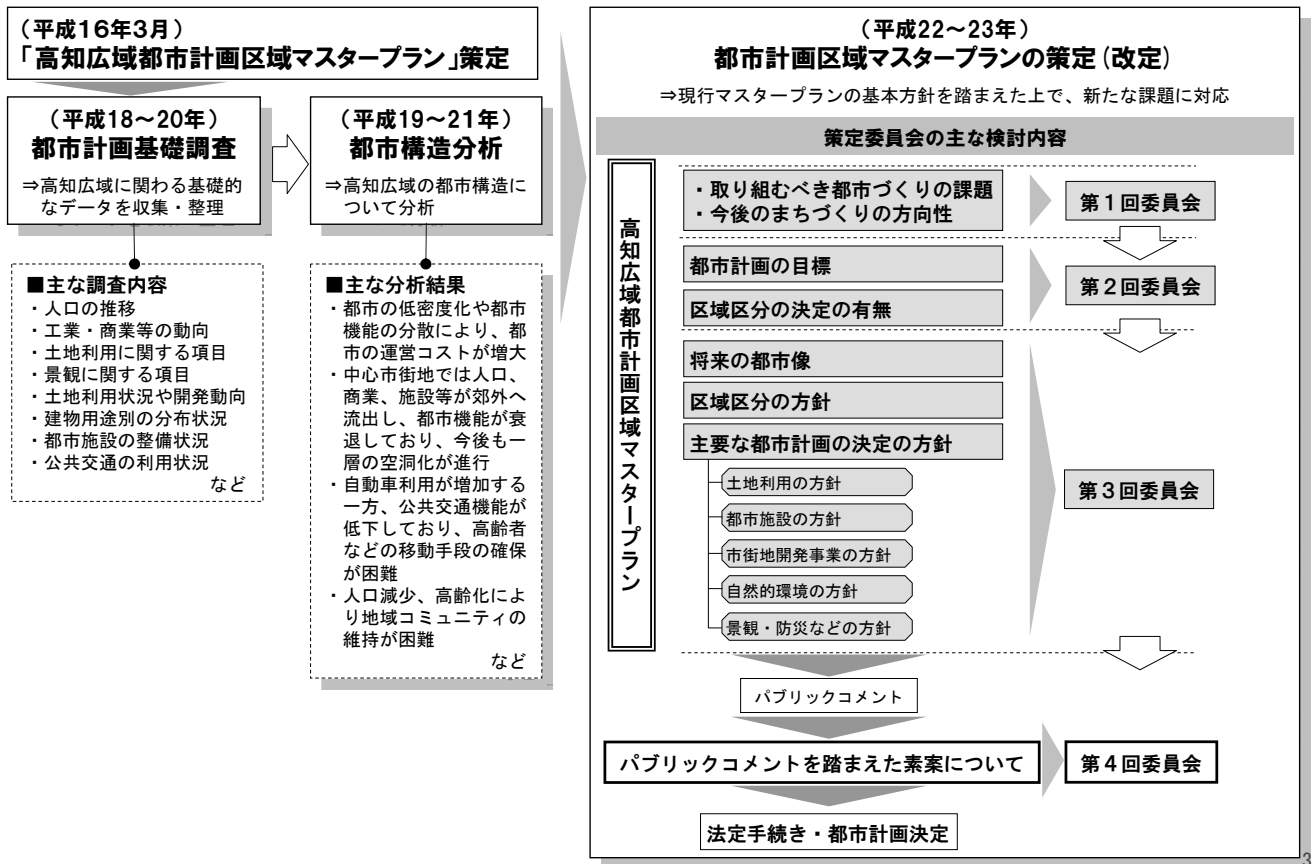
平成23年3月

目次

序	都市計画区域マスタープラン策定の流れとこれまでのまとめ	…………… P 3
1	都市計画の目標	
	（1）まちづくりの基本理念と目標	…………… P 6
	（2）将来の都市像	…………… P 7
2	区域区分の有無および区域区分を定める際の方針	
	（1）区域区分の有無	…………… P 9
	（2）区域区分の方針	…………… P 9
3	主要な都市計画の決定の方針	
3-1	土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針	…………… P 10
3-2	都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針	…………… P 12
3-3	市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針	…………… P 13
3-4	自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針	…………… P 14
3-5	都市防災に関する都市計画の決定の方針	…………… P 15
3-6	福祉のまちづくりに関する都市計画の決定の方針	…………… P 16
3-7	都市景観に関する都市計画の決定の方針	…………… P 16
4	共に助け合う協働のまちづくりに向けて	…………… P 17

序 都市計画区域マスタープラン策定の流れとこれまでのまとめ

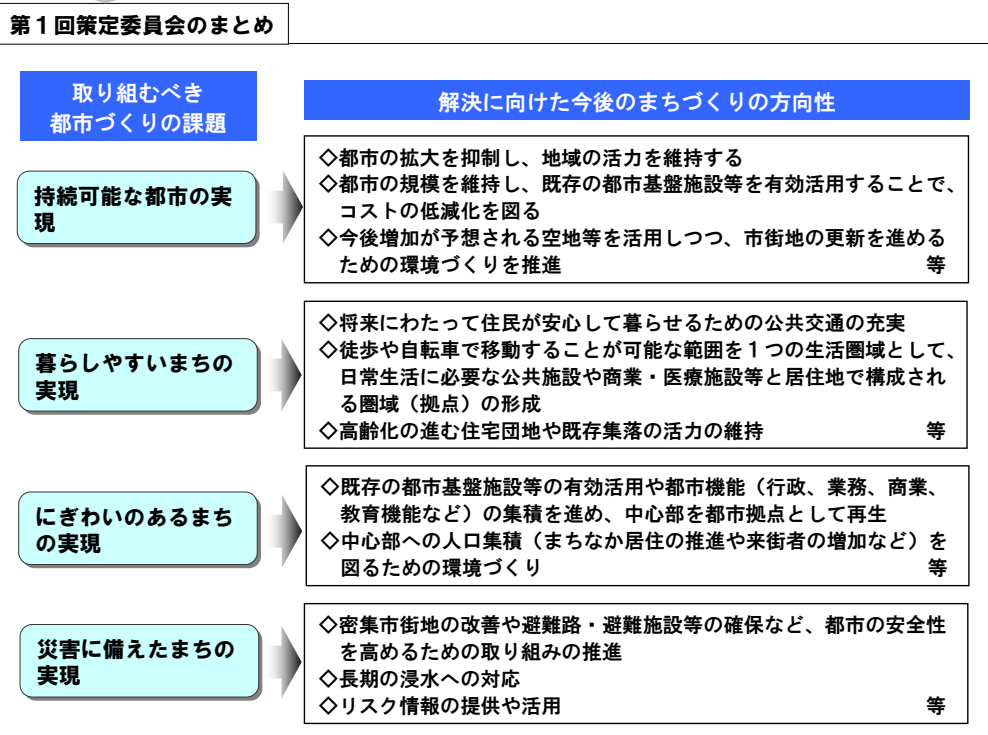
(1) 都市計画区域マスタープラン策定の流れ



序 都市計画区域マスタープラン策定の流れとこれまでのまとめ

(2) 前回策定委員会までのまとめ

第1回策定委員会の議題：・取り組むべき都市づくりの課題
・今後のまちづくりの方向性 について



序 都市計画区域マスタープラン策定の流れとこれまでのまとめ

第2回策定委員会の議題：都市計画の目標、区域区分の有無 について

■都市計画の目標：都市づくりの課題および解決に向けた方向性を踏まえて「まちづくりの基本理念」と「まちづくりの目標」を設定。（P 6に再掲）

■区域区分の有無（P 9に再掲）

【持続可能な都市の実現に向けて】

- ◇人口が減少し高齢化が進む中で、地域の活力を維持しつつ暮らしやすい環境を確保するためには、都市基盤が充実した市街地に人口などを集積していくことが必要。
- ◇都市運営コストを低減させるためには、既存の基盤施設等の有効活用や再編による運営の効率化、および新たな都市運営コストの発生を抑制するため、人口(都市)規模に見合った市街地の規模を維持することが必要。
- ◇高齢社会のなかで暮らしやすいまちを実現するためには、日常生活等に必要機能がおおむね徒歩等で移動できる範囲に集約された拠点を位置づけ、強化することが必要。

【まちと緑が身近に出会うまちづくりに向けて】

- ◇これまで高知広域都市計画区域では、区域区分を行うことにより、豊かな自然環境の保全を図り、自然環境を活かしながら、まちづくりを推進。
- ◇今後も、地域の特徴を活かしたまちづくりを行うためには、無秩序な開発を抑制し、自然環境の保全を図ることが必要。

【開発が見込まれる地域の現状を踏まえて】

- ◇浸水の危険性が高い地域で宅地の進行が見込まれるなど都市防災上の懸念が大きいほか、浸水を防ぐための新たな基盤整備などに要するコストが必要。

「区域区分」を定める

人口の集積

都市運営コストの低減

人口と都市機能の集約

無秩序な開発の抑制
自然環境の保全

都市防災上の懸念

1 都市計画の目標

高知広域都市計画区域MP素案（P 8～11）

(1) まちづくりの基本理念と目標

青字：第3回策定委員会以降の意見を踏まえた修正箇所

基本理念1 まちと緑が身近に出会う、次世代につながるまちづくり

- 方向性
- ・まちなかに緑が息づく美しい都市空間の充実を図り、都市に対する魅力を高める
 - ・地域の独自の文化を活かし、都市と農村の交流を図る
 - ・都市の拡大は行わず、コンパクトなまちを形成することにより地域活力を維持する
 - ・既存の基盤施設の有効活用や既存市街地の更新などにより効率的な都市運営を図り、持続可能な都市の実現に向けて取り組む

- 目標 a 豊かな自然・歴史・文化をまちづくりに活かす
- 目標 b 秩序ある土地利用規制により、次世代に引き継ぐべき生活環境の保全を図る
- 目標 c 既存の都市基盤施設等の有効活用や再編を進め効率的な都市運営を図る

基本理念2 安全を確保し、生活が息づくまちづくり

- 方向性
- ・防 や交通安全等の取り組みを進め、想定される災害に対する備えの充実と事前の取り組みを進めるなど、安全で安心して生活できるまちづくりを推進
 - ・風や南海地震などの災害に対する備えの充実と、特に、南海地震に対する被災を想定した事前の復興計画の 成などの取り組みを推進
 - ・にぎわいや活力あるまちの実現に向け、中心市街地などの再生や産業振興につながる環境づくりに取り組む
 - ・もが暮らしやすい社会の実現に向け、日常的な生活拠点を位置づけ、強化するなどの環境整備に取り組む
 - ・もが自 に移動できる交通環境の改善に取り組む

- 目標 a 南海地震などの災害に対応した、良好な都市・住宅環境整備を進める
- 目標 b まちの中心となる都市拠点の機能の強化や、地域の振興を図るための特徴を活かした拠点づくりを推進する
- 目標 c 徒歩等で移動し、暮らすことが可能な拠点の機能を強化し、人口集積を図るための生活環境づくりを推進する
- 目標 d 歩いて暮らせるための交通環境の改善を図る

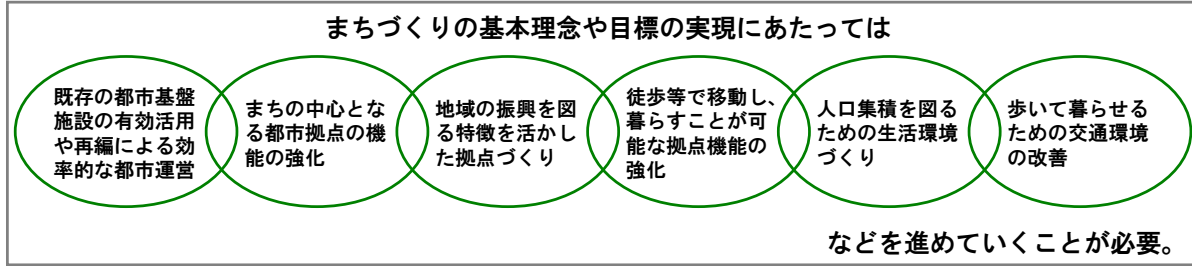
基本理念3 共に助け合う、協働のまちづくり

- 方向性
- ・全ての人に配慮したユニバーサルデザインに基づくバリエーションのまちづくりを進める
 - ・住民ニーズを し、住民がまちづくりに積極的に参加し、主体となってまちづくりを進めることができる 組みづくりに努める

- 目標 a すべての人が暮らしやすい、ユニバーサルデザインに対応したまちづくりを進める
- 目標 b 住民主体のまちづくりに向けた環境づくりに取り組む

(2) 将来の都市像

■集約型都市構造の必要性



これを進めていく姿として

人口や生活に必要な都市機能が集積された地域を「集約拠点」とし、拠点が公共交通を含めた交通ネットワークで結ばれた「集約型の都市構造」の実現を目指す

これにより

持続可能で誰もが暮らしやすいまちを実現していく

(2) 将来の都市像

■集約型都市構造とは

・様々な都市機能（居住機能、行政サービス、業務サービス、医療・福祉サービス、商業サービスなど）が、公共交通の利用と徒歩や自転車でおおむね移動可能な範囲にあり、日常生活の利便性や快適性が確保された地域を「集約拠点」とし、拠点間が公共交通を含めた交通ネットワークで結ばれた都市構造。結ぶことにより形成。

・集約拠点は、居住機能、行政、業務、医療、福祉、教育、商業サービスなどの複合的な機能を行うことになるが、県や都市圏の核としての高次機能を有する拠点や、地域の核としての機能を有する拠点など、そのうべき役割や機能に応じた、拠点形成を図る。

・市街化区域内において、そのうべき役割を踏まえ「広域拠点」「地域拠点」「生活地域」と「産業拠点」を位置づける

(市街化区域)

広域拠点：高知広域の中核拠点として、4車線以上の幹線道路や公共交通が複数存するネットワークが確保され、広域的な地域を対象としての高いサービスを提供する高度で複合的な都市機能を集積する拠点。

対象：高知駅周辺からはりまや橋、高知城周辺までの地域

地域拠点：市町全域を対象とする中核拠点として、幹線道路や公共交通のネットワークが確保され、行政や商業、医療、福祉等の都市サービスを提供する機能を集積する拠点。

対象：南国市、香美市、いの町の中心部の地域

生活地域：おおむね歩いて暮らせる範囲に、公共交通等のサービス水準が一定確保されているとともに、生活に必要な医療やい物などの日常的なサービス機能が確保されている地域であり、住宅機能を集積する地域

産業拠点：工業や流通業務など、産業振興に資する機能を集積する拠点。

(市街化調整区域)

生活地区：市街化調整区域で、住宅機能を主体として、日常生活に必要な医療やい物などのサービス機能を維持する地区。

■将来都市構造のイメージ



(1) 区域区分の有無

～区域区分を定める理由～

【持続可能な都市の実現に向けて】

- ◇人口が減少し高齢化が進む中で、地域の活力を維持しつつ暮らしやすい環境を確保するためには、都市基盤が充実した市街地に、人口などを集積していくことが必要。
- ◇都市運営コストを低減させるためには、既存の基盤施設等の有効活用や再編による運営の効率化、および新たな都市運営コストの発生を抑制するため、人口(都市)規模に見合った市街地の規模を維持することが必要。
- ◇高齢社会のなかで暮らしやすいまちを実現するためには、日常生活に必要な機能が、おおむね徒歩等で移動できる範囲に集約された拠点を位置づけ、強化することが必要。

【まちと緑が身近に出会うまちづくりに向けて】

- ◇これまで、区域区分を行うことにより、豊かな自然環境の保全を図り、自然環境を活かしたまちづくりを推進。
- ◇今後も、地域の特徴を活かしたまちづくりを行うためには、無秩序な開発を抑制し、自然環境の保全を図ることが必要。

高知広域都市計画区域においては、「引きつづき区域区分を定める」

(2) 区域区分の方針

持続可能で暮らしやすいまちを実現していくために、市街地の拡大は行わず、人口規模に見合った市街地の形成を図る

- ・住宅地については、人口は減少するものの、世帯数は横ばいから微減にとどまることから、現の住宅地の規模を維持することが必要。
- ・集約拠点について、都市機能を集約するために必要な土地は、低未利用地の活用や土地の高度利用を進める。
- ・拠点以外の住宅地については、周辺の環境と調和した住宅を主体として、ゆとりある住環境の形成を図るために、低未利用地を活用していく。
- ・工業地については、「高知県産業振興計画」や今後の工業生産額の増加に対応した工業地の需要見通しを踏まえううえで、基本的には既存の工業団地等の未利用地の活用を図る。

以上の土地利用を実現していくために、現の市街化区域規模が必要であることから、現の規模を維持するものとする。

■人口の見通し

年次人口	平成22年(基準年)	平成32年(目標年)
都市計画区域	432千人	413千人
市街化区域(千人)	360千人	346千人
市街化調整区域(千人)	72千人	67千人

平成22年(基準年)の人口は平成17年国勢調査による推計値

■市街化区域の目標年次における規模

年次	平成22年(基準年次)	平成32年(目標年次)
市街化区域面積	6 190 a	おおむね6 190 a

3 主要な都市計画の決定の方針

3-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要用途の配置の方針

①業務地

広域拠点：高知駅周辺からはりまや橋、高知城周辺までの地域は、県の中心的な業務地であることから、土地の高度利用を進め、既存機能の更新や更なる業務機能の集積・誘導を促進し、その機能の強化を図る。

地域拠点：南国市、香美市、いの町の中心部の地域は、市町全域を対象とする業務サービス機能など、うべき役割に応じた業務機能の集積を進める。

②商業地

広域拠点：高知駅周辺からはりまや橋、高知城周辺までの地域は、商業集積地として、広域的な商業機能を誘導し、都心機能の強化を図る。
本県を代するまちのとして、その魅力を高めるために、美しい都市景観の形成、周辺親地などのネットワークの形成などを進める。

地域拠点：南国市、香美市、いの町の中心部の地域は、地域住民への多様な商業サービスを提供する商業集積地として、にぎわいのある商業地の形成を図る。

③工業地

既存の工業団地は工業拠点として、高規格道路や高知新などの機能を活かして、工業施設の集積、産業構造の変化に対応した工業の高度化や多様化、産業活動の効率化を進め、機能強化を図る。

今後の工業地需要の増加に対しては、既存の工業団地等の未利用地を活用するほか、地区計画を活用しながら新たな工業団地の形成を図る。

④流通業務地

既存の流通業務団地や高知、高知新周辺など、既に施設が集積している地区への誘導・集積を進めることにより、流通拠点としての機能強化を図る。

大規模商業施設は商業集積地への誘導を基本とし、その他の地域への地は、適正な土地利用や周辺環境・商業活動に大きなをばすことから、市町村の区域をえた広域での調整を行う

■土地利用の方針図



⑤住宅地

広域拠点および地域拠点

：低未利用地を有効活用した土地の高度利用により、他の医療・福祉・商業機能などと一体となった、生活利便性が高く、かつ、魅力ある居住環境の形成を図り、まちなか居住を進める。

生活地域：日常生活に必要な便利施設などの集積や低未利用地の有効活用などにより、良好な住環境の形成を図り、人口の定着や集積を進める。

拠点以外：既存施設の有効活用や景観づくり、緑化の推進を進めるなど、環境に配慮した、ゆとりある居住環境の形成を図る。
未利用地の増加がな住宅地については、未利用地の緑地や農地などへの転換利用など、自然と共生した環境の形成に努める。

3-1 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

(2) 市街地における建築物の密度の構成に関する方針

広域拠点および地域拠点
 : 商業・住宅機能などが一体となった高度利用を図り、建築物の中高層化などを促進する。
 生活地域: 住宅機能を主体として、地域に必要な商業・業務機能などを配置した中～低密度利用を図る。
 拠点以外: 低密度の土地利用を図る。

(3) 市街地における住宅建設の方針

広域拠点や地域拠点、生活地域では、まのちのぎわいを取りするために、医療・福祉・商業機能と住宅機能が一体化した、魅力ある居住環境の形成を促進することにより、若者や高齢者などの住みえを誘導し、まちなか再生に取り組む。

(4) 特に配慮すべき問題などを有する市街地土地利用の方針

- ①土地の高度利用
 広域拠点や地域拠点では、市街地開発事業の導 などにより土地の高度利用を促進し、都市機能の集積と強化を図る。
- ②用途転換、用途純化または用途の複合化
 既成市街地内に点 する工場は、既存工業団地などへの移転を誘導し、 として用途の適正な純化を図る。
- ③居住環境の改善または維持
 旭駅周辺地区などの都市基盤の いな 造密集住宅地は、土地区画整理事業などによる住環境整備や、地区計画の策定、都市基盤の整備を推進し、快適な生活環境の 出に努める。
 防 性の高い道路や公園の を図り、 もが安心して暮らせることができるまちづくりに努める。
- ④市街化区域内の緑地または都市の風致の維持
 市街地内の農地は、 として住宅等の都市的土地利用を行うが、農地の持つ多面的な機能を し、保全が必要と われるまとまりのある農地については、緑地空間として保全を図る。

(5) 市街化調整区域の土地利用の方針

- ①優良な農地との健全な調和に関する方針
 ・物部川と国分川水系に囲まれ、南国市と香美市に展開している農地などは、利用の集積による効率化や、都市近郊型農業への転換を促進するため、優良な農地として保全を図る。
 図るため優良農地として保全する。
- ②災害防止上の観点から必要な市街化の抑制に関する方針
 ・水あるいは 水のおそれのある地域は、 として市街化を めない。
 ・土 災害特別 区域など、がけ れや土 流出などの災害発生 のれのある地域については、市街化を抑制する。
- ③自然環境形成の観点から必要な保全に関する方針
 ・高知市北山などの県 自然公園区域および、いの町と南国市北部の山林については、自然環境の保全に努める。
 ・戸湾や土 湾の沿 および仁淀川、物部川、鏡川などについては、自然景観の優れた地区として、保全に努める。
- ④秩序ある土地利用の実現に関する方針
 ・農地、山林等については、無秩序な開発を抑制し、農林業の健全な発展と集落環境の維持との調和を図る。
 ・生活地区として位置づけられる地域では、地区計画等を活用しながら、日常生活における利便性の向上や、居住環境の向上を図ることによって人口を維持し、地域活力やコミュニティの維持に努める。
 ・市街化区域に隣 または近 し、市街化区域と一体的な日常生活圏を構成している区域の一部については、予定建築物などの用途を条 で定め、周辺地域との調和を図りつつ、一定の住居系の開発は める。

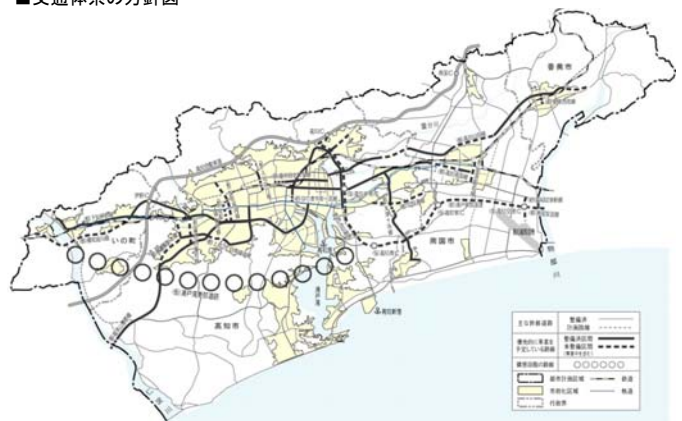
3-2 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 交通施設の都市計画の決定の方針

集約拠点の形成を支援する交通軸の形成、低炭素社会の実現に寄与する環境負荷の軽減、超高齢社会への対応など、人と環境にやさしい交通体系の構築を目指す。

- a. 円滑で信頼性の高い道路ネットワークの形成
 ・放射道路や環状道路による道路ネットワークの形成を図る。
 ・高速・広域交通体系への ク ス機能の強化を図る。など
- b. 拠点集約型都市構造を実現する交通体系の形成
 ・歩行者や自転車利用者のための魅力ある交通空間の形成を図る。
 ・通 交通を抑制する市街地環状線の整備を進める。 など
- c. 公共交通の利便性向上
 ・ もが、 度に自動車に 存しなくても利便性の高い生活環境の確保ができるように、持続可能で利便性の高い公共交通体系の実現に努める。
- d. 環境にやさしい交通環境の形成
 ・低炭素社会を実現していくために、自動車を主体とした交通体系から、自転車や公共交通利用への交通行動の改変を促進する。

■交通体系の方針図



(2) 下水道および河川の都市計画の決定の方針

＝下水道＝

- ・市街化区域では、市街化の動向や見通しとの調整・整合を図りながら、公共下水道未整備地域への早期に向けた効率的な整備を進める。
- ・市街化調整区域では農業集落 水事業などを導 し、生活環境の向上と河川の水 保全に努める。
- ・適 な維持 理や効率化により、維持 理費用等の 減を図る。

＝河川＝

- ・河川の流域における下水道整備との調整を図りながら河川整備を推進する。
- ・河川改修に多自然工法を取り れるなど、より自然に近い河川への復 に努め、水と緑のネットワークの形成を図る。

3-3 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

(1) 主要な市街地開発事業の決定の方針

- ◇よりよい住環境の向上
土地区画整理事業などにより良好な市街地を形成している地域については、まちの緑化などを推進し、よりよい住環境の形成に努める。
- ◇優先的な住環境の改善
造密集住宅地などの都市基盤が低い地域では、市街地開発事業の実施や建築物の近代化・難化、区画道路の整備や公園等の確保など、優先的に住環境の改善を進め、住宅密集地の解消に努める。
- ◇都市景観の形成・向上
商業集積地や業務機能の集積が高い地域については、土地の高度利用を図るとともに、シンルード整備や高さを制する高度地区を設定するなど、都市景観の形成・向上に努める。
- ◇土地の有効活用
市街地内にある低未利用地については、面的整備などにより土地の有効活用を図る。

(2) 市街地整備方策の目標

■重点的に市街地整備を図る区域

市町村名	区域名	現況	整備の方針
高知市	旭駅周辺地区	既成市街地	面的整備
南国市	篠原・小籠地区	低未利用地	面的整備

3-4 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

(1) 基本方針

高知広域都市計画区域を取り巻く豊かな自然環境を活かしつつ、市街地と一体となった、良好な都市環境の形成を図る。

- ・都市のアイランド現象の緩和効果の減への寄与など、緑地の持つ機能を有機的に発させながら、区域の独自性を活かした性的なまちづくりを目指す。
- ・緑の現状や住民の緑に対する多様なニーズを踏まえながら、緑地の保全やまちの緑化を推進する。
- ・行政と地域の住民との協働による、公園や緑地の管理・運営を進める。
- ・近な緑として利用しやすく、より地域に密着した公園となるような、住民と一体となった公園づくりを進める。

■主要な緑地の配置方針



(2) 主要な緑地の配置および整備の方針

緑地については、①環境保全、②レクリエーション、③防災、④景観構成の4つの系統に分類することによって、住民が緑地を身近に感じ、関心を高められるように整備を進める。

①環境保全系統

- ・北山や山などの県自然公園、山の林地などは都市の重要な緑地として保全を図る。
- ・ビルの上や路面車の道などについても緑化を推進し、都市緑化の形成を図る。

③防災系統

- ・地域防災計画等との整合を図りながら、災害時における延焼遮断空間や避難場所、応急活動拠点としての機能の確保や強化を図る。
- ・市街地内や近郊に農地については、保水・水機能、またブンスースとしての防災機能を有する緑地として保全を図る。

②レクリエーション系統

- ・都市公園については、住民ニーズ等を踏まえて整備を進めるとともに、既存施設の適な維持管理に努める。
- ・街区公園については、住民がに利用でき、コミュニティ形成の場とすることができるように配置を進める。

④景観構成系統

- ・高知城の林地や市街地に点する林地、鏡川の水辺空間など、都市の景観に重要な役割を果たす自然環境の保全を図りながら、水と緑のネットワークの整備を進める。

3-5 都市防災に関する都市計画決定の方針

関係機関が連携して防災対策を強化

特に、南海地震に備えるために、「被害を減らすための事前の備えや対策」、「地震発生後の速やかな応急・復旧・復興を行なうための事前の準備」、「震災に強い人・地域・ネットワークづくり」を3つの「重点目標」として、総合的な地震防災対策を推進する。

主な取り組み

（総合的な対策）

- ・防災拠点、急路、避難路の確保・機能強化を図るために、都市公園や道路の整備を進め、防災ネットワークの形成を図る。
- ・災害時における行政サービスや民間の業活動（以下「事業」とぶ）の継続や早期事業活動再開に向けて、事業継続計画（P）の策定を推進する。

（地震・火災対策）

- ・造密集住宅地については、市街地整備事業の実施による密集地の解消に努めるとともに、建築物の不化や、道路や緑地の整備による避難路やオープンスペース、延焼遮断空間の確保を促進する。
- ・南海地震による長期浸水に対する事前の被害軽減対策や、被災後の早期の復旧・復興に向けた対策を推進する。

（土砂災害対策）

- ・土災害特別区域など、がけれや土流出などの災害発生のある地域については、建築物の地を制するとともに、既住宅等については移転の推進を図る。

（浸水対策）

- ・市街地調整区域のうち水や水など水害の危険のある土地の区域については、開発を抑制する。
- ・河川や下水道の整備を進め、水害防止に努める。

■98 による被害状況

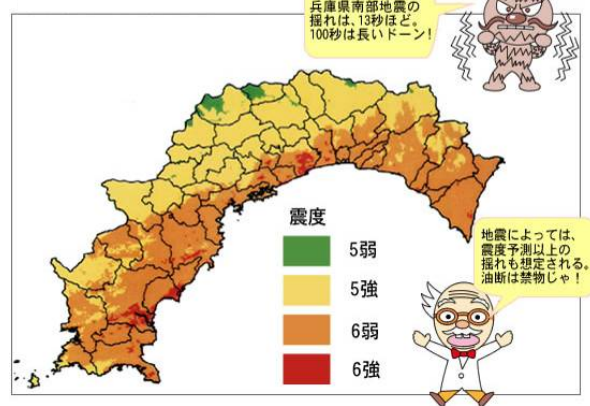


(高知市布田近)



(高知市高見町)

■南海地震における震度予測分布図



出典) 南海地震に備えてGOOD!! (高知県危機管理部HP)

3-6 福祉のまちづくりに関する都市計画の決定の方針

基本方針：高齢者や障害のある人などすべての人に配慮したユニバーサルデザインに基づいたまちづくりの推進

- ・もが自に移動でき、歩いて生活できる、暮らしやすいまちづくりの実現を図るために、必要な生活環境の整備に取り組む。
- ・道路や公園などの都市施設、などの公施設やバス・車などの公共交通のバリアフリーを推進。



■バリアフリーの実施事



▲JR高知駅改札
土佐電鉄高知駅前電停▼



3-7 都市景観に関する都市計画の決定の方針

基本方針：「歴史や文化など特色ある独自の地域性」を活用した景観づくりを進める

- ・「本県を代するまちの」となる高知市の中心市街地や、JR高知駅周辺においては、特に高知らしさを前面に出していけるように、整備を進める。

- ・建物やなどを周囲と調和したデザインに誘導するとともに、シンプルロードの形成、周辺景観に配慮した高さの制限などについて検討を行い、良好な都市景観の形成に努める。

▼高知城周辺景観形成

お城の見えるまちづくり



- ・都市景観の向上を図るため、市町村の景観行政団体への移行・に努め、景観基本計画の策定を促進する。

- ・都市は、市街地と周辺に広がる美しい田園環境や自然環境が一体となることで、美しい都市環境が形成されるとともに、られていることから、田園環境等の保全に努める。

▼岡豊城址から大津方面



▼鏡川(高知市)



▼農村景観(南国市廿枝)



基本方針：住民と行政、民間の事業者、専門家、まちづくりNPOなど、多様な主体による連携とそれぞれの役割分担による協働のまちづくりを推進

◇自分たちのまちを知る

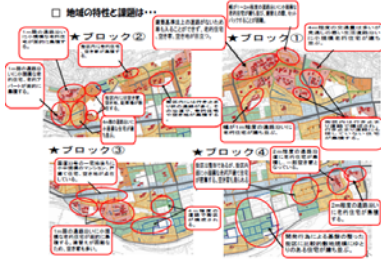
▼住民参加によるまちかどウォッチング



▼ワークショップの開催など



住民主体のまちづくりを進めるためには、自分たちのまちの良いところ、悪いところを知ることが大切。



◇まちづくりを学ぶ

都市計画やまちづくりについて積極的に情報を提供し、まちづくりに関わる人を育成。



住民参加によるまちづくりに関する強会の開



市民ランティの育成（自主防災組リーダー研修会）

◇まちづくり組織との連携

まちづくり協会やまちづくりPなどの組織を効果的に活用し、住民の意見をまちづくりに反映するため、積極的な支援を実施。



- ▲まちづくりNPOの活動報告と行政との意見交換会の開催
- まちづくり協議会やNPOとの連携
- 町内会や老人会などのまちづくりへの参加



▲高知市まちづくりファンドによるまちづくり活動への支援

◇まちづくりへの参加

イベントや委員会などに参加しやすい仕組みをつくることにより、住民主体のまちづくりを実現。



▲まちづくり協議会による地元高校生との案内柱設置

- 行政と住民のコミュニティの場づくり
- 情報提供と意見収集の仕組みづくり



= 高知広域都市計画区域マスタープラン（素案）概要版 =

高知広域都市計画区域マスタープラン（概要版）

■都市計画区域マスタープランとは

都市計画法第6条の2の規定に基づき、おおむね20年後の都市の姿を展望したうえで、都市づくりを進めていくための基本的な方向性を県が定めたものです。

高知広域都市計画区域（高知市、南国市、香美市、いの町の各一部で構成）では、平成16年3月に「高知広域都市計画区域マスタープラン」を策定しています。

= 都市計画区域マスタープランの内容 =

- 都市計画の目標
（まちづくりの基本理念、まちづくりの目標、将来の都市像）
- 区域区分の有無および区域区分を定める際の方針
- 主要な都市計画の決定の方針
（土地利用、都市施設、自然的環境の整備又は保全の方針など）

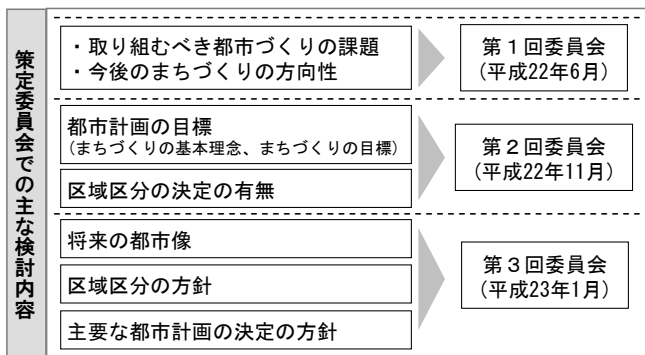
■見直しの背景

高知広域都市計画区域では、策定時の予測を上回る急速な人口減少や中心商業地の衰退など、社会情勢に大きな変化がみられます。また、平成18年に都市計画法等が改正され、都市づくりに関わる状況も大きく変化しています。

これらの変化に対応した、新たなまちづくりの方向性を示す必要があることから、マスタープランの見直しを行います。

■策定の進め方

策定中のマスタープランは、現行マスタープランを基本として、今後の都市づくりにおいて反映すべき事項や修正すべき事項について、学識経験者等で構成された策定委員会で検討をしながら、進めています。



パブリックコメント

パブリックコメントを踏まえた素案について

第4回委員会

高知広域都市計画区域マスタープラン策定

◇◇今後取り組むべき都市づくりの課題とまちづくりの基本理念と目標◇◇

◆取り組むべき都市づくりの課題と今後のまちづくりの方向性

◎暮らしやすいまちの実現

⇒日常生活に必要な施設が、徒歩等で移動可能な範囲に集まった拠点の形成

◎持続可能な都市の実現

⇒都市の拡大を抑制し、地域の活力を維持する

◎にぎわいのあるまちの実現

⇒中心部の人口集積（まちなか居住や来訪者の増加）を進める環境づくり

◎災害に備えたまちの実現

⇒都市の安全性を高めるための取り組みの推進

～取り組むべき課題とその解決に向けたまちづくりの方向性を踏まえて、次のまちづくりの基本理念と目標を定めました～

基本理念1 まちと緑が身近に出会う、次世代につなぐまちづくり

- 目標
- a. 豊かな自然・歴史・文化をまちづくりに活かす
 - b. 秩序ある土地利用規制により、次世代に引き継ぐべき生活環境の保全を図る
 - c. 既存の都市基盤施設等の有効活用や再編を進め、効率的な都市運営を図る

基本理念2 安全を確保し、生活が息づくまちづくり

- 目標
- a. 南海地震などの災害に対応した、良好な都市・住宅環境整備を進める
 - b. まちの中心となる都市拠点の機能の強化や、地域の振興を図るための特徴を活かした拠点づくりを推進する
 - c. 徒歩等で移動し、暮らすことが可能な拠点の機能を強化し、人口集積を図る
 - d. 歩いて暮らせるための交通環境の改善を図る

基本理念3 共に助け合う、協働のまちづくり

- 目標
- a. すべての人が暮らしやすい、ユニバーサルデザインに対応したまちづくりを進める
 - b. 住民主体のまちづくりに向けた環境づくりに取り組む

実現するために

◇◇将来の都市像◇◇

居住機能や行政、医療・福祉、商業サービスなどの、様々な都市機能が、公共交通の利用と徒歩や自転車でおおむね移動可能な範囲にあり、日常生活の利便性や快適性が確保された地域を「集約拠点」とし、拠点間が公共交通を含めた交通ネットワークで結ばれた

「集約型の都市構造」の実現を目指します。

■将来都市構造のイメージ



◇◇区域区分の有無および方針◇◇

高知広域都市計画区域においては、引きつづき区域区分*を定めます。

(区域区分を定める理由)

- ・ 地域活力や暮らしやすい環境を維持するためには、都市基盤が充実した市街地などに人口を集積させることが必要
- ・ 無秩序な開発を抑制し、自然環境の保全を図ることが必要
- ・ 持続可能な都市運営を行うためには、新たな都市基盤整備等に要する費用などの発生を抑制することが必要

方針

持続可能で暮らしやすいまちを実現するために、市街地の拡大は行わず、人口規模に見合った市街地の形成を図ります。

* 区域区分とは、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に、区分することをいいます。

◇◇主要な都市計画の決定の方針◇◇

■土地利用に関する方針 ⇒広域拠点、地域拠点、生活地域といった集約拠点の形成など、集約型都市構造の実現に向けた土地利用を進めていきます。

【主要用途の配置の方針】

【業務地】

広域拠点：県の中心業務地であることから、土地の高度利用を進め、既存機能の更新や更なる機能の集積・誘導を促進します。
地域拠点：市町全域を対象としてサービスを提供する業務機能の集積を進めます。

【商業地】

広域拠点：県の中心商業地および中核となる商業集積地として、広域的で多様な商業サービスを提供する商業機能を集積させ、まちのにぎわいと都心機能の強化を図ります。
地域拠点：地域住民への多様な商業サービスを提供する商業集積地として、にぎわいのある商業地の形成を図ります。
その他：主要な幹線道路沿いにおいては、近隣住民の日常生活に必要な商業機能を維持するため、低密度な商業地の形成を図ります。

【住宅地】

広域拠点および地域拠点：低未利用地を有効活用した土地の高度利用により、他の医療・福祉・商業機能などと一体となった、生活利便性が高く、かつ、魅力ある居住環境の形成を図り、まちなか居住を進めます。
生活地域：日常生活に必要な利便施設などの集積や低未利用地の有効活用などにより、良好な住環境の形成を図り、人口の定着や集積を進めます。
その他：既存施設の有効活用や景観づくり、緑化の推進を図るなど、環境に配慮した、ゆとりある居住環境の形成を進めます。

【市街化調整区域の土地利用の方針】

【秩序ある都市的土地利用の実現に関する方針】

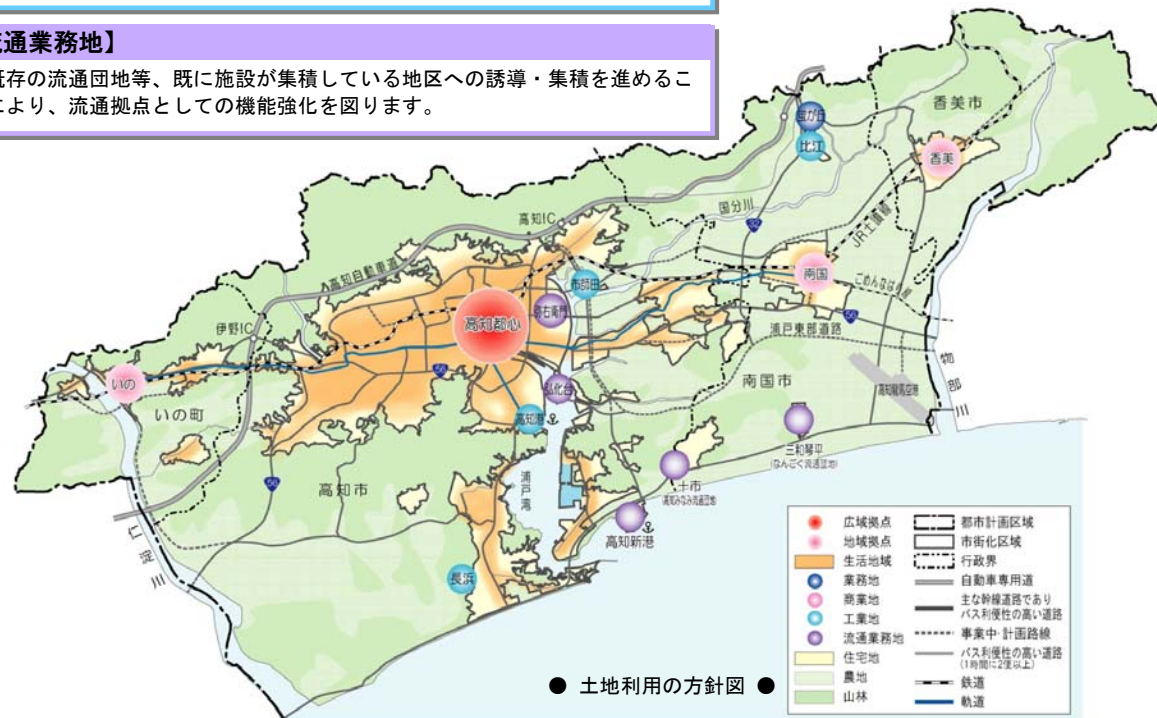
農地、山林等の無秩序な開発を抑制し、農林業の健全な発展と集落環境の維持との調和を図ります。
生活地区として位置づけられる地域では、地区計画等を活用しながら、日常生活における利便性の向上や居住環境の向上を図り、地域活力やコミュニティの維持に努めます。

【工業地】

既存の工業地は、高規格道路などを活かして、施設の集積、工業の高度化や多様化、産業活動の効率化を進め、工業拠点として機能強化を図ります。
今後の工業地需要の増加に対しては、既存の工業地等の未利用地を活用するほか、地区計画を活用しながら新たな工業団地の形成を図ります。

【流通業務地】

既存の流通地等、既に施設が集積している地区への誘導・集積を進めることにより、流通拠点としての機能強化を図ります。



● 土地利用の方針図 ●

■都市施設の整備に関する方針

【交通体系の方針】

集約拠点と集約拠点を結ぶ交通軸の形成、低炭素社会の実現に寄与する環境負荷の軽減、超高齢社会への対応など、人と環境にやさしい交通体系の構築を目指します。
・歩行者や自転車利用者のための、魅力ある交通空間の形成
・放射道路や環状道路で構成された道路ネットワークの形成による、交通の円滑化、都市活動の支援 など

■市街地開発事業に関する方針

住環境の改善への取り組みや、まちの緑化を推進し、よりよい居住環境の形成に努めます。
・市街地開発事業の実施などによる住宅密集地の解消 など
高知市潮江西部地区 ▶



■都市防災に関する方針

関係機関が連携して防災対策を強化するとともに、ソフト対策、ハード対策の両面を推進し、計画的に防災機能の強化に取り組みます。
・都市公園や道路の整備による防災ネットワークの形成
・被災後の市街地の早期復興に向けた事前検討の推進
・南海地震による津波や長期浸水に対する事前の被害軽減対策、被災後の早期の復旧・復興に向けた対策の推進 など

■都市景観に関する方針

歴史や文化など、特色ある独自の地域性を活用した景観づくりを進めます。
・高知市の中心市街地やJR高知駅周辺での高知らしさを前面に出した整備の推進
高知城周辺の景観形成 ▶



■自然的環境の整備または保全に関する方針

高知広域都市計画区域を取り巻く豊かな自然環境を活かしつつ、市街地と一体となった、良好な都市環境の形成を図ります。
・住民ニーズをふまえた公園等の整備の推進
・都市公園の、災害時の延焼遮断空間や避難場所、応急活動拠点としての機能の確保と強化 など

▼岡豊城址から大津方面



▼鏡川(高知市)



▼農村景観(南国市廿枝)

